

野辺地町都市計画マスタープラン（改定）



野辺地町

はじめに

野辺地町都市計画マスタープラン改定にあたって

本町では、平成9年3月に策定した都市計画マスタープランに基づき、まちづくりを進めてまいりました。

こうした中、人口減少や少子高齢化、激甚化している自然災害など、社会情勢や本町を取り巻く状況の変化に対応していく必要があります。このような時代の変化に対応すべく、令和3年3月に「第6次野辺地町まちづくり総合計画」を策定し、本町の将来像として掲げた「未来につなげる幸せのまち のへじ」の実現に向けて、取り組んでいるところであります。



本マスタープランにつきましては、第6次総合計画を反映し、時代の変化に対応していくため改定いたしました。今回の改定では、「全ての町民が幸せに住み続けられるまち のへじ」をまちづくりの基本理念とし、全ての町民にやさしく暮らしやすいコンパクトな市街地を今後も維持していくため、「快適でやさしい都市づくり」、「文化と歴史を活かし、自然環境と調和した都市づくり」、「産業の活性化と環境の保全が調和した都市づくり」の3つの都市づくりの目標を掲げております。

結びに、本マスタープランの改定にあたり御尽力を賜りました野辺地町都市計画審議会の皆様をはじめ、御協力いただきました全ての方々に心から感謝を申し上げます。

令和5年3月
野辺地町長

野村 秀雄

目次

第1章 都市計画マスタープランの概要	1
0. 背景.....	2
1. 役割.....	3
2. 性格及び位置づけ.....	3
3. 計画区域.....	4
4. 目標年次.....	4
5. 都市計画マスタープランの構成.....	4
第2章 上位計画の考え方	5
1. 第6次野辺地町まちづくり総合計画.....	6
2. 野辺地都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（野辺地都市計画区域マスタープラン）.....	7
第3章 本町の現状	9
1. 自然的条件.....	10
2. 社会的条件.....	12
3. 産業.....	20
4. 町民の意向.....	25
第4章 全体構想	33
1. まちづくりの基本理念.....	34
2. 将来目標人口.....	34
3. 都市づくりの目標.....	34
4. 将来の都市構造.....	35
4-1 将来都市構造の基本的な考え方.....	35
4-2 都市構造の構成要素.....	36
5. 都市づくりの方針.....	38
5-1 土地利用.....	38
5-2 都市施設の方針.....	39
5-3 都市環境.....	43
5-4 市街地整備.....	43
5-5 住民参加のまちづくり推進.....	44
第5章 地域別構想	45
1. 地域区分.....	46
2. 町役場周辺地区.....	47
2-1 まちづくりの方針.....	47
3. 西部地区.....	50
3-1 まちづくりの方針.....	50
4. 東部地区.....	52
4-1 まちづくりの方針.....	52

野辺地町都市計画マスタープラン

第1章

都市計画マスタープランの概要

0. 背景
1. 役割
2. 性格及び位置づけ
3. 計画区域
4. 目標年次
5. 都市計画マスタープランの構成

第1章

都市計画マスタープランの概要

0. 背景

平成9（1997）年3月に、望ましいまちづくりを推進するために、地域固有の自然、歴史、生活文化、産業など地域特性や上位計画・関連計画を踏まえ、住民意向を反映した土地利用の在り方や交通体系、都市施設、市街地の整備の在り方など総合的に展開し、下北・上北地域の広域交流の中核都市として、平成22年（2010）年を目標とする目指すべき将来ビジョンを明らかにし、将来のまちづくり形成の基本的な方針「野辺地都市計画の基本的な方針（マスタープラン）」を策定しました。当時は、公共施設の整備・集積や土地区画整理事業の着手により、都市としての顔づくりが一層進み、それに合わせて人口も増加すると考えていました。

しかし、その後、公益事業民営化や地方分権化に伴う社会経済の動きのなか、個性あるまちづくりのあり方が求められていることと同時に、都市再生を視点とした都市政策の大きな変革を受け入れた都市化の考えが大きな潮流となって、都市政策の考え方も変遷することになり、開発による都市の拡大路線は終焉を迎えることになりました。そして現在、日本は少子高齢化と人口減少社会を迎えており、地方都市では大都市圏への人口流出、大都市圏では郊外部の高齢化やスポンジ化、税収の減少、これまで整備してきたインフラの維持管理費の継続的負担等が課題となっています。

本町においても、超高齢社会の到来、人口減少、人口密度の低下に加え、地球温暖化の影響による様々な災害への対応といった面からも、多くの課題に直面することになりました。

そうした中、町民の安全で安心な生活環境を確保し、公平で持続可能性のある公共サービスの提供、公共施設の維持管理を効率的に運営するためには、今後の行政経営には多様性のあるマネジメントが求められています。

このような状況の中、都市計画行政は、人々の暮らしや価値観の多様性に柔軟に対応するためのまちづくりの方向性をより明確に示す必要があります。そのため、都市計画制度において、人口減少に代表される様々な課題に対応する今後の都市構造の方向性として、「コンパクト・プラス・ネットワーク」を掲げた「立地適正化計画」というアクションプランを求められます。

ところで、本町の都市計画マスタープランは、多機能性を併せ持った魅力的なまちづくりを進めるため、令和3（2021）年に策定された「第6次野辺地町まちづくり総合計画」や目標年次を令和12（2030）年としている「野辺地都市計画区域マスタープラン」の考えに即したものでなければなりません。

しかし、現行の都市計画マスタープランは平成9（1997）年時の社会経済を背景に作成されたものであるため、現在の統計データや社会経済の情勢とは乖離した方向性を示していることから、現行の都市計画マスタープランの見直しを行うこととしました。

1. 役割

都市計画マスタープランは、市町村の「都市計画に関する基本的な方針」といい、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、将来の「まち」のあるべき姿を示すとともに、次の3つの大きな役割があります。

- (1) 実現すべきまちの将来像を示す
- (2) 個別の都市計画の決定・変更の指針となる
- (3) 住民参加によるまちづくりを促す

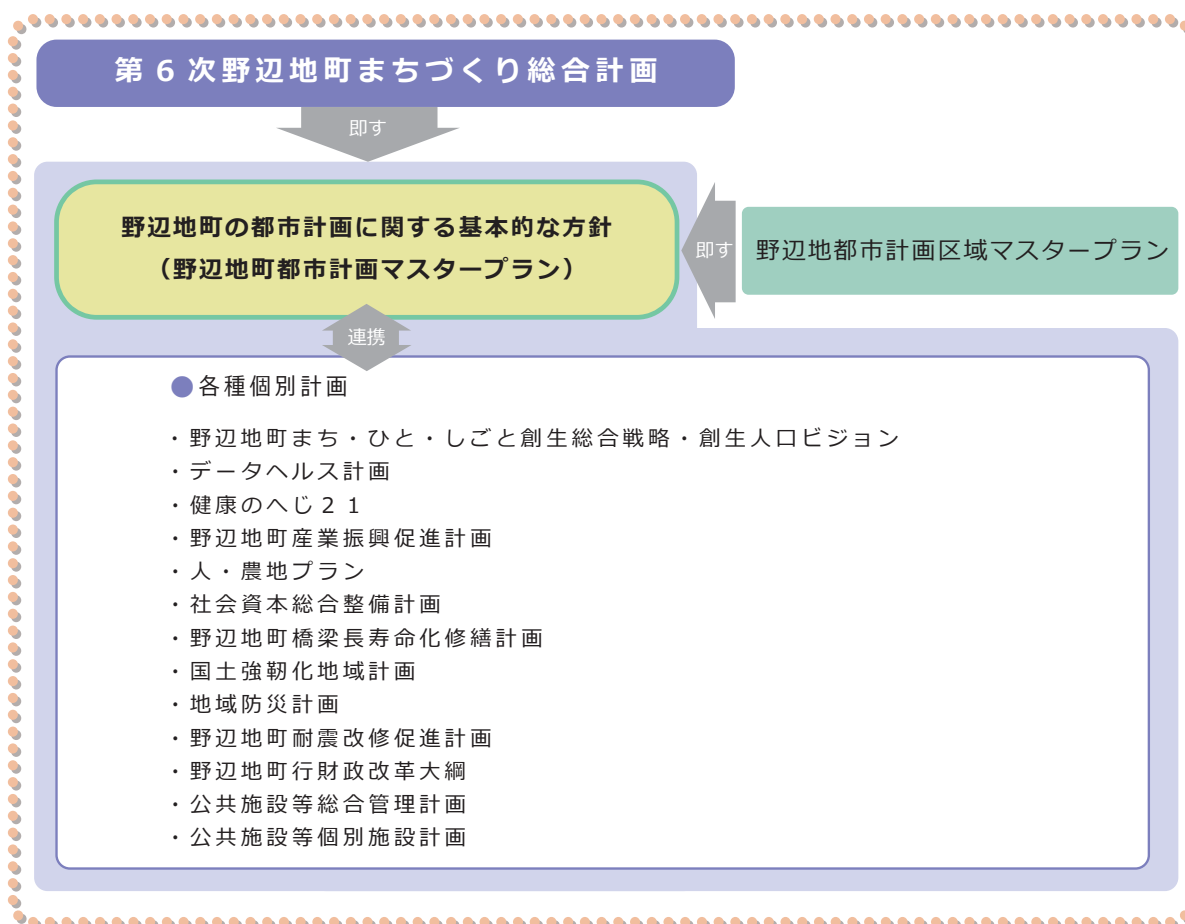
2. 性格及び位置づけ

野辺地町都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2で規定する法定計画です。

当該市町村を含む「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(青森県が定める都市計画区域マスタープラン)、議会の議決を経て定められた「第6次野辺地町まちづくり総合計画」に即することとなっています。

この都市計画マスタープランは、野辺地町のこれからのまちづくりについて、町民や事業者等の指標となるものであり、関係機関に対して基本的な考え方を示すことにより、理解と協力を得るためのものです。

図1-1 都市計画マスタープランの位置づけ



3. 計画区域

このマスタープランでは、野辺地都市計画区域を含む、全町域を対象とします。

区分	規模
野辺地都市計画区域	15.70km ²
野辺地町	81.68km ²

4. 目標年次

都市計画マスタープランは、長期的な都市づくりの方針を定めるため、目標年次については概ね20年後とします。

また、今後の社会経済の情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

計画期間	令和5（2023）年から20年間
------	------------------

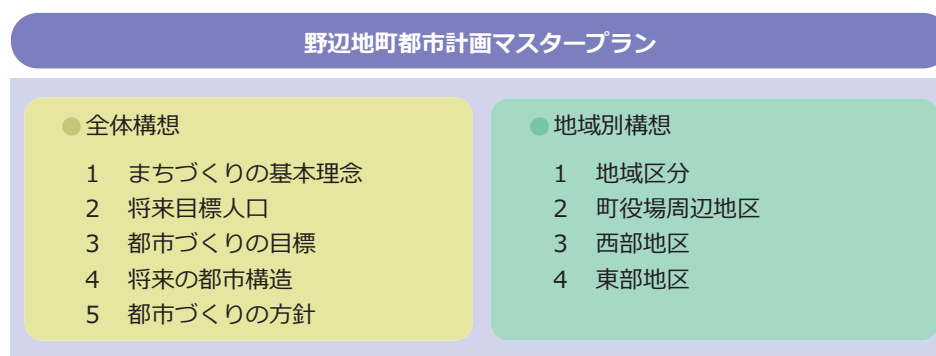
5. 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、全体構想と地域別構想の2編で構成されています。

全体構想では、第6次野辺地町まちづくり総合計画において示された本町の将来都市像の実現に向け、町域全体のまちづくりの方向性を示します。また、都市計画によるまちづくりに係る各種施策を都市計画方針として示します。

地域別構想では、地域特性や日常生活圏域等をもとに、町域を3つの地域に分け、それぞれの地域が有する特性や町民のまちづくりへの意向を踏まえながら、全体構想に基づくまちづくりにおける役割や目指すべき方向を示します。

図1-2 都市計画マスタープランの位置づけ



野辺地町都市計画マスタープラン

第2章

上位計画の考え方

1. 第6次野辺地町まちづくり総合計画
2. 野辺地都市計画区域の整備、
開発及び保全の方針
(野辺地都市計画区域マスタープラン)

第2章 上位計画の考え方

1. 第6次野辺地町まちづくり総合計画

(1) 計画期間

基本構想 : 10年間(令和3年度～令和12年度)

前期基本計画 : 5年間(令和3年度～令和7年度)

後期基本計画 : 5年間(令和8年度～令和12年度)

(2) 将来像

未来につなげる幸せのまち のへじ

(3) まちづくりの基本目標と方針

1 支え合い切れ目のない保健福祉

- ・地域共生社会の実現のため町民と協力して福祉のまちづくりを推進します。
- ・支え合い切れ目のない保健福祉サービスを提供します。
- ・子育て支援関係機関と連携、協力し、切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てる環境づくりに努めます。
- ・町民が自身の健康管理に努め、安心して医療を受けられるような体制をつくります。

2 工夫と連携の地域産業

- ・農林水産業の付加価値を高め、担い手を育成します。
- ・産業間連携を推進します。
- ・事業者を伸ばす支援をします。

3 誰もが学べる教育

- ・野辺地町で学べたことを誇りに思える学校教育の充実を図ります。
- ・様々な学び、学びを活かした地域活動を実践するための生涯学習環境づくりを推進します。
- ・スポーツや文化、芸術活動を推進します。

4 住み続けたい生活環境

- ・防災、減災、救急医療対策を強化します。
- ・犯罪のないまちづくりを推進します。
- ・道路、交通環境を向上し、利便性を高めます。
- ・生活基盤を充実し、生活の質の向上に努めます。

5 活用して保全する環境

- ・自然環境の保全はもとより、再生可能エネルギーの活用を推進します。
- ・美しい野辺地町の景観を守ります。
- ・廃棄物や環境負荷の少ない町を目指します。

6 メリハリのある行財政

- ・協働のまちづくりを推進します。
- ・長期的視点に基づき計画的な行財政運営に努めます。
- ・広域行政を推進します。

(4) 施策の体系

図2-1 施策の体系図

1 支え合い切れ目のない保健福祉	
施策	(1) 地域福祉の推進 (4) 障がい者福祉の充実 (2) 子育て支援の充実 (5) 健康づくりの推進 (3) 高齢者福祉の充実 (6) 社会保障等の充実
2 工夫と連携の地域産業	
施策	(1) 農林業の振興 (4) 観光の振興 (2) 水産業の振興 (5) 雇用促進・労働環境の改善 (3) 商工業の振興
3 誰もが学べる教育	
施策	(1) 学校教育の充実 (4) 文化・芸術活動の推進 (2) 生涯学習の推進 (5) 交流活動の推進 (3) スポーツの推進
4 住み続けたい生活環境	
施策	(1) 消防・防災・救急医療対策の強化 (5) 土地の有効利用 (2) 防犯・交通安全対策の充実 (6) 住環境の改善 (3) 道路及び公共交通の整備・充実 (7) 合併処理浄化槽の普及・推進 (4) 上水道の維持・整備
5 活用して保全する環境	
施策	(1) 自然環境の保全と再生可能エネルギーの利活用の推進 (2) 廃棄物処理とリサイクルの推進
6 メリハリのある行財政	
施策	(1) 協働のまちづくりの推進 (3) 計画的・効率的な行財政運営の推進 (2) 広報・広聴の充実 (4) 広域行政の推進

2. 野辺地都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（野辺地都市計画区域マスタープラン）

(1) 目標年次

令和12（2030）年

(2) 基本理念

笑顔あふれるまち のへじ

(3) まちづくりの基本目標

○快適で便利な都市づくり

- ・中心市街地の核となる商店街の活性化を図り、町民の活動を支え快適な暮らしを営める、人にやさしいコンパクトな市街地の整備を図る。

- ・ 鉄道や路線バス等の公共交通の維持や充実を図ることにより、快適で住み続けられる都市づくりを進める。
- ・ 県内でも雪の多い本区域内において、総合的な雪対策により冬期間でも快適で安全な暮らしを営める快適な都市づくりを進める。

○文化と歴史を活かし、自然環境と調和した都市づくり

- ・ 本区域の生活文化と歴史を活かした賑わいのある都市づくりを進める。
- ・ 閉鎖性水域である陸奥湾の水質保全や市街地周辺の農地の保全など、周囲の自然環境と調和した都市づくりを進める。

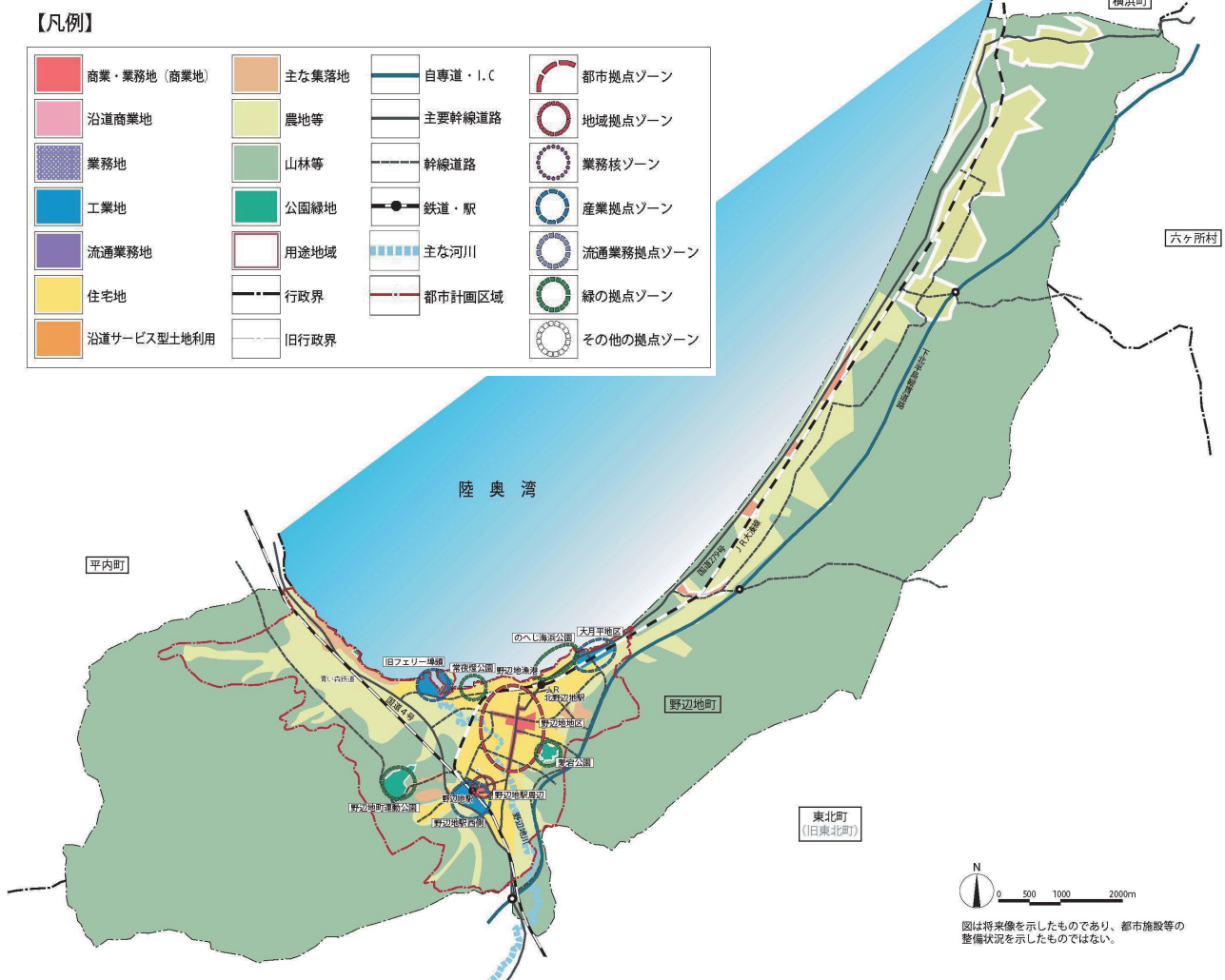
○産業の活性化と環境の保全が調和した都市づくり

- ・ これまで本区域の経済を支えてきた基幹産業（農漁業及び農産・水産物加工産業）の強化を図るため、漁港や道路、上下水等の基盤整備を進め、地産地消による地域内経済循環を高め、異業種交流による新たな製品づくりや起業化を促進するなど地域の産業活動を支える都市づくりを進める。

(4) 目標とする市街地像

野辺地都市計画区域マスタープランの目標とする市街地像を次に示します。

図 2-2 目標とする市街地像



野辺地町都市計画マスタープラン

第3章

本町の現状

1. 自然的条件
2. 社会的条件
3. 産業
4. 町民の意向

第3章 本町の現状

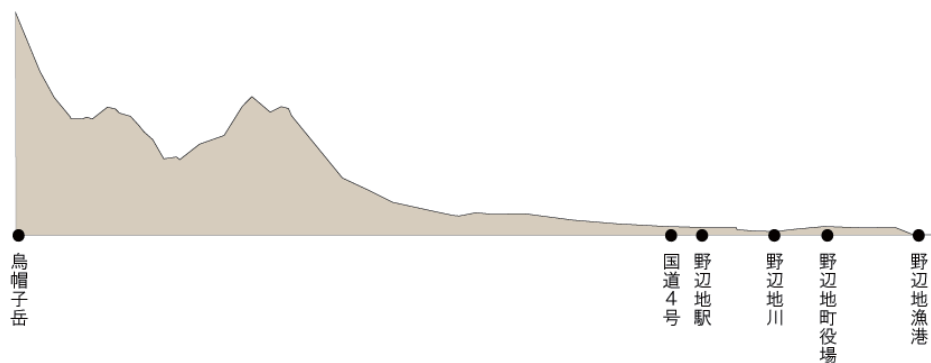
1. 自然的条件

(1) 地形

野辺地町は青森県北部の下北半島と夏泊半島に挟まれた、陸奥湾に沿った湾入域に位置しています。南東部は東北町、北東部は横浜町及び六ヶ所村、西部は平内町にそれぞれ隣接しています。

全体的に東高西低で、陸奥湾に面して細長く、西には奥羽山脈が縦走り東には丘陵が続いています。町の区域は、南北に15.8km、東西に18.5kmで、総面積は81.68km²となっています。河川は、奥羽山脈を源とする野辺地川が町の中心部を北に向かって流れ、枇杷野川、与田川、二本木川などの支流と合流して陸奥湾に注いでいます。これらの川は、流域の農地のかんがい用水の役割を果たしています。

図3-1 概略地形図

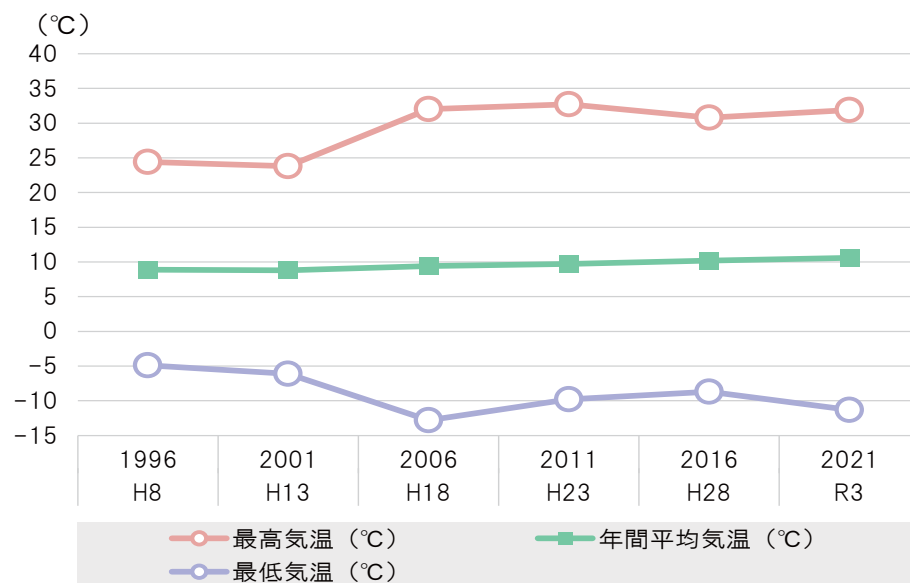


■面積	81.68km ² (変更：平成26(2014)年10月1日)
■広ぼう	東西18.5km、南北15.8km
■東経	東端141度16分、西端141度03分
■北緯	南端40度50分、北端40度58分
■海岸線	L=19km

(2) 気象

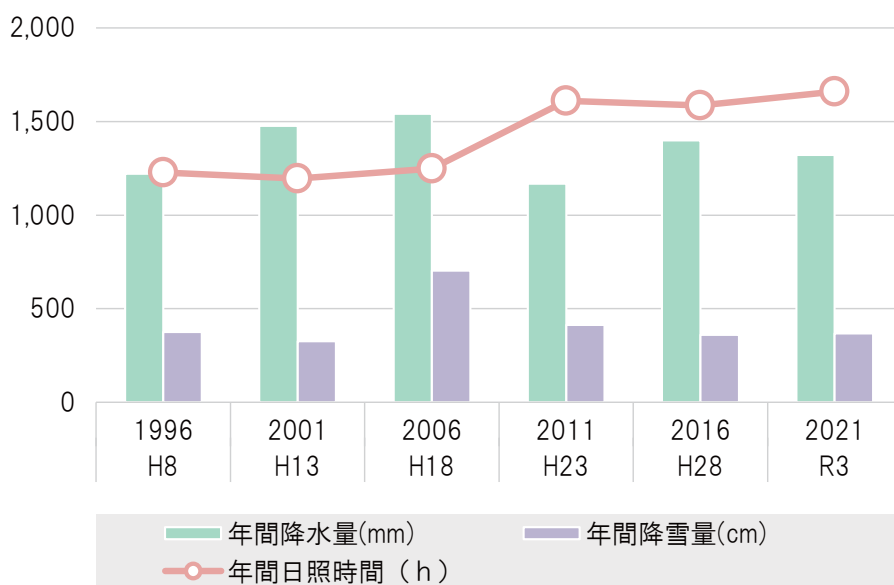
年間を通して西の季節風が強いほか、太平洋側から吹きつける梅雨時のヤマセ(偏東風)が作物の育成に大きな影響を及ぼしています。降水量は比較的少ない反面、冬の降雪量が多く、日常生活や交通機関の大きな障害となっています。

図3-2 気温の推移



資料：気象庁ホームページ

図3-3 降水量・降雪量・日照時間の推移



資料：気象庁ホームページ

(3) 地質

地質は、全般的に非固結性火成岩の堆積による表層腐植土から形成されており、土壌は水田地帯において壤土と腐植土、畑作地帯では地力の低い、上北平原火山灰土壌となっています。

(4) 土地利用の推移

平成14(2002)年以降の土地利用の推移を次に示します。平成14(2002)年には町土の約89%が農用地と森林による土地利用となっていました。令和3(2021)年には約66%となっています。

図3-4 土地利用の推移

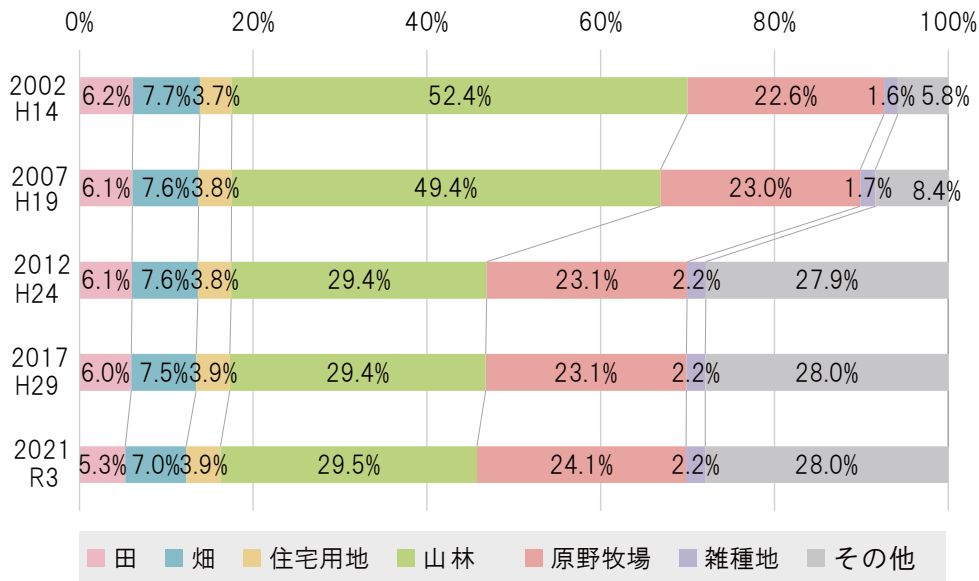


表3-1 土地利用の推移

	田	畑	住宅用地	山林	原野牧場	雑種地	その他	鉱泉地	合計面積 (km ²)
平成14年	5.03	6.27	3.02	42.79	18.46	1.31	4.73	0.00	81.60
	6.2%	7.7%	3.7%	52.4%	22.6%	1.6%	5.8%	0.0%	
平成19年	4.98	6.21	3.08	40.30	18.78	1.40	6.86	0.00	81.61
	6.1%	7.6%	3.8%	49.4%	23.0%	1.7%	8.4%	0.0%	
平成24年	4.94	6.18	3.13	24.01	18.81	1.76	22.77	0.00	81.61
	6.1%	7.6%	3.8%	29.4%	23.1%	2.2%	27.9%	0.0%	
平成29年	4.89	6.10	3.16	24.05	18.87	1.79	22.84	0.00	81.68
	6.0%	7.5%	3.9%	29.4%	23.1%	2.2%	28.0%	0.0%	
令和3年	4.30	5.73	3.22	24.11	19.66	1.82	22.84	0.00	81.68
	5.3%	7.0%	3.9%	29.5%	24.1%	2.2%	28.0%	0.0%	

資料：固定資産概要調査

2. 社会的条件

(1) 広域的位置

野辺地町は、下北半島と夏泊半島に挟まれた陸奥湾の入り江部分に位置しており、南東部は東北町、北東部は横浜町及び六ヶ所村、西部は平内町と接しています。県庁所在地の青森市までは車で1時間ほどの距離にあります。

図3-5 広域的位置図



(2) 人口・人口構成・世帯数

本町の人口は平成2(1990)年以降、減少が続き令和2(2020)年では12,374人になっています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」によると、令和27(2045)年には7,829人になると見込まれています。

年齢別人口推移から年齢3区分の割合を見ると、平成2(1990)年以降、年少人口(15歳未満)は減少傾向にあるとともに、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。また、生産年齢人口も一貫して減少しています。

世帯数は平成12(2000)年以降、減少傾向にあります。

世帯人員は一貫して減少しており、その数値は令和2(2020)年で2.28人/世帯となっています。

図3-6 年齢別人口推移

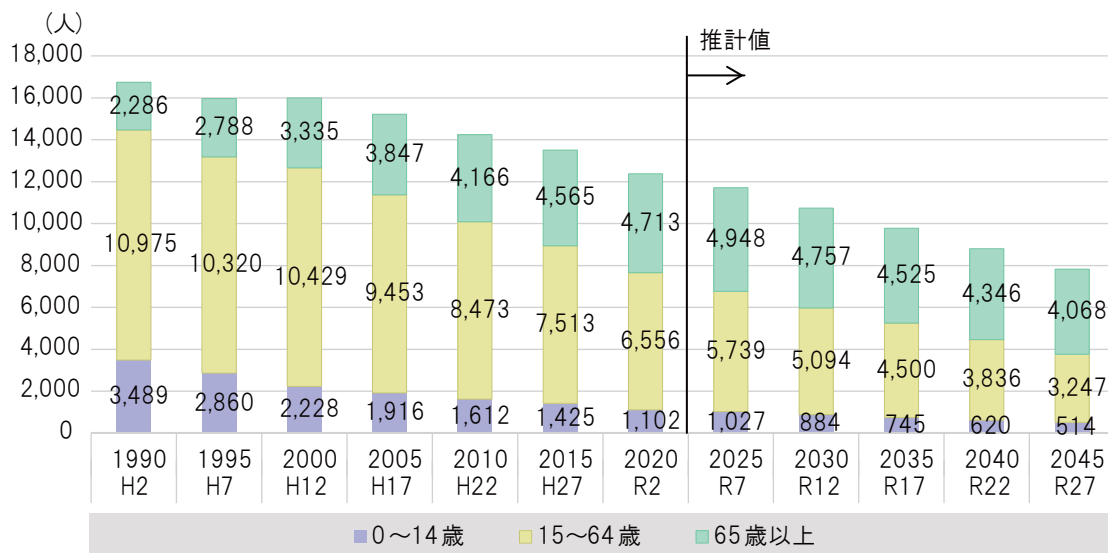


表3-2 年齢別人口推移

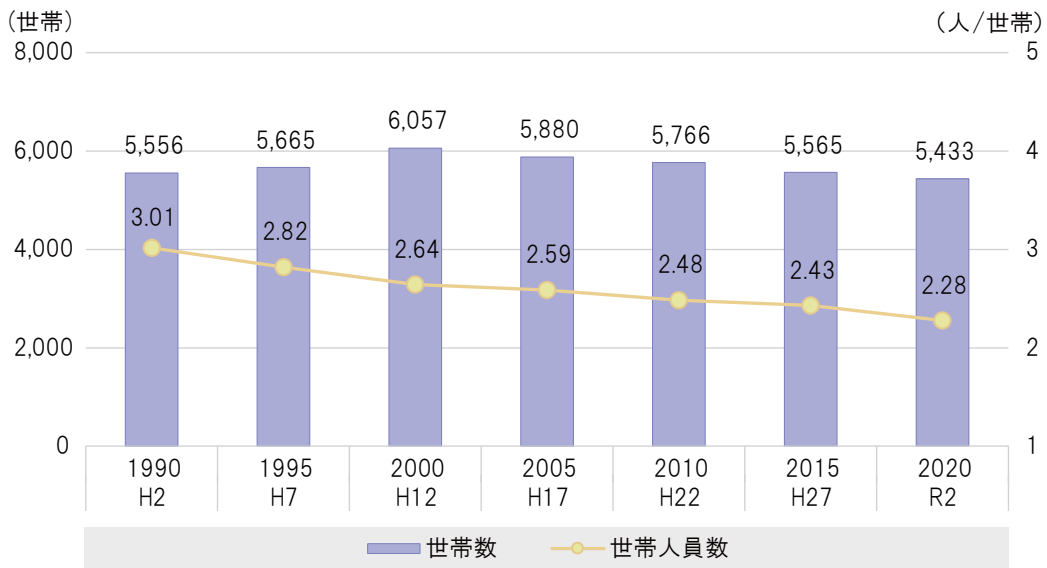
		1990年 H2	1995年 H7	2000年 H12	2005年 H17	2010年 H22	2015年 H27	2020年 R2	2025年 R7	2030年 R12	2035年 R17	2040年 R22	2045年 R27
総人口	総人口	16,750	15,969	16,012	15,218	14,314	13,524	12,374	11,714	10,735	9,770	8,802	7,829
年齢三区分	0~14歳	3,489	2,860	2,228	1,916	1,612	1,425	1,102	1,027	884	745	620	514
	15~64歳	10,975	10,320	10,429	9,453	8,473	7,513	6,556	5,739	5,094	4,500	3,836	3,247
	65歳以上	2,286	2,788	3,335	3,847	4,166	4,565	4,713	4,948	4,757	4,525	4,346	4,068
構成比	0~14歳	20.8%	17.9%	13.9%	12.6%	11.3%	10.5%	8.9%	8.8%	8.2%	7.6%	7.0%	6.6%
	15~64歳	65.5%	64.6%	65.1%	62.1%	59.2%	55.6%	53.0%	49.0%	47.5%	46.1%	43.6%	41.5%
	65歳以上	13.6%	17.5%	20.8%	25.3%	29.1%	33.8%	38.1%	42.2%	44.3%	46.3%	49.4%	52.0%

※総人口には年齢「不詳」を含むため、年齢三区分の合計値とは一致しない。

資料：〈H2～R2〉国勢調査

〈R7～R27〉国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

図3-7 世帯数・世帯人員数の推移

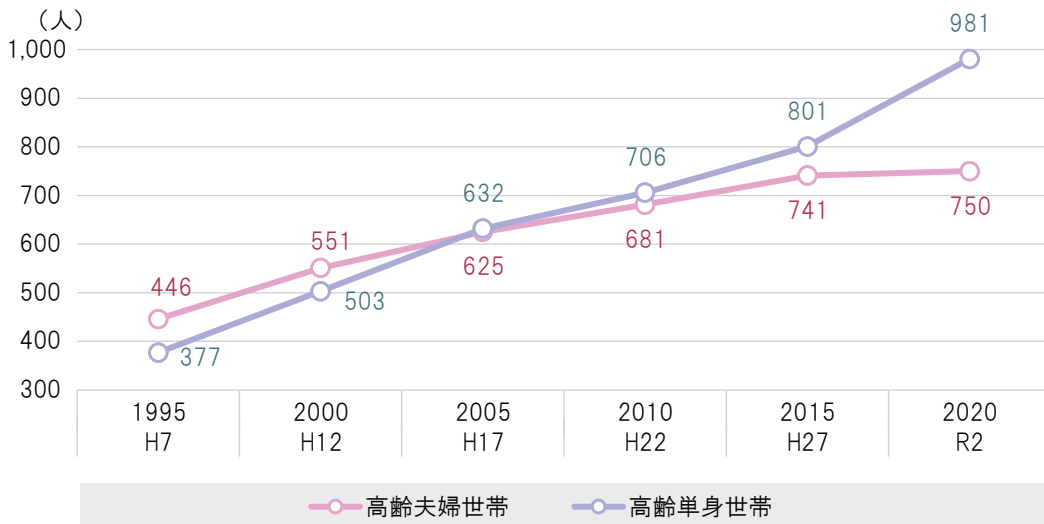


資料：国勢調査

(3) 高齢世帯の現状

高齢世帯は平成7（1995）年以降、増加傾向が続いています。平成17（2005）年以降は高齢単身世帯数が高齢夫婦世帯数を上回り、急激に増加しています。

図3-8 高齢化世帯の推移



※高齢夫婦世帯＝夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

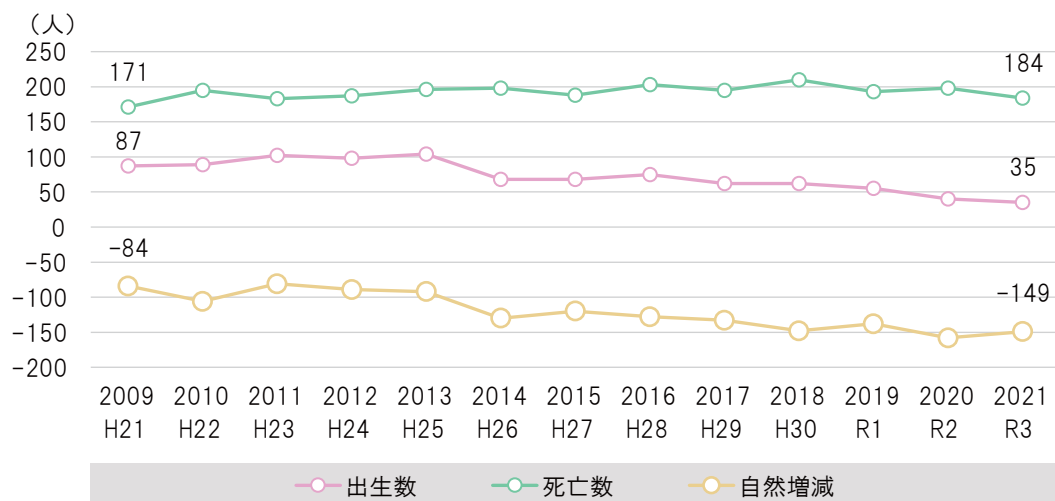
※高齢単身世帯＝65歳以上の単身世帯

資料：国勢調査

(4) 自然動態

国勢調査によると、平成21（2009）年から死亡数が出生数を上回り、令和2（2020）年まで減少傾向が続いています。

図3-9 自然動態の推移

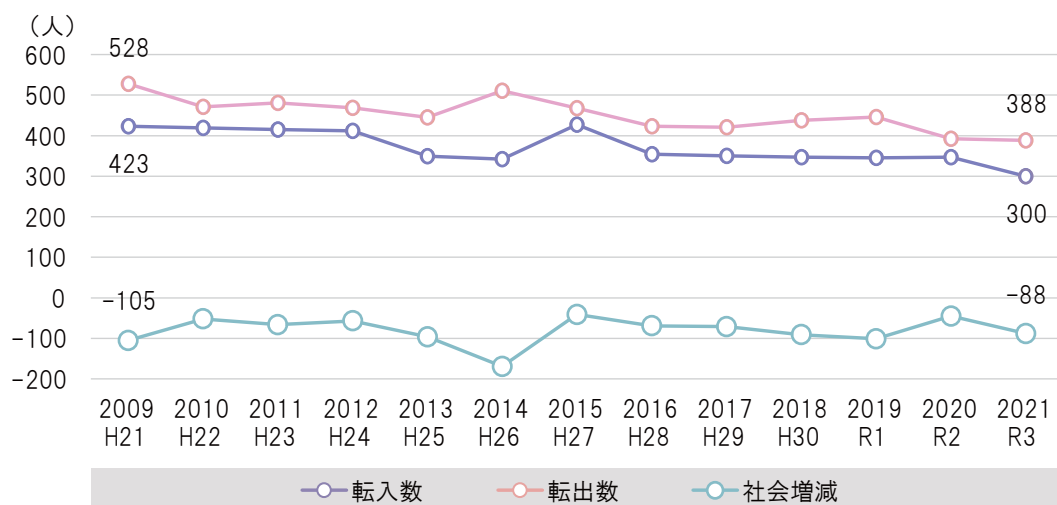


資料：国勢調査

(5) 社会動態

社会増は、増減数に差はあるものの、一貫して減少が続いており、人口減少に歯止めが利かない状況となっています。

図3-10 社会動態の推移



資料：国勢調査

(6) DID

本町のDID（人口集中地区）は昭和45（1970）年から拡大を続け、昭和60（1985）年をピークに縮小傾向にあります。人口密度は減少を続け、平成7（1995）年に一度増加しましたが、それ以降は地区指定の目安である40人/ha以下となっていて、令和2（2020）年度より人口集中地区非該当になりました。

図3-11 DIDの推移

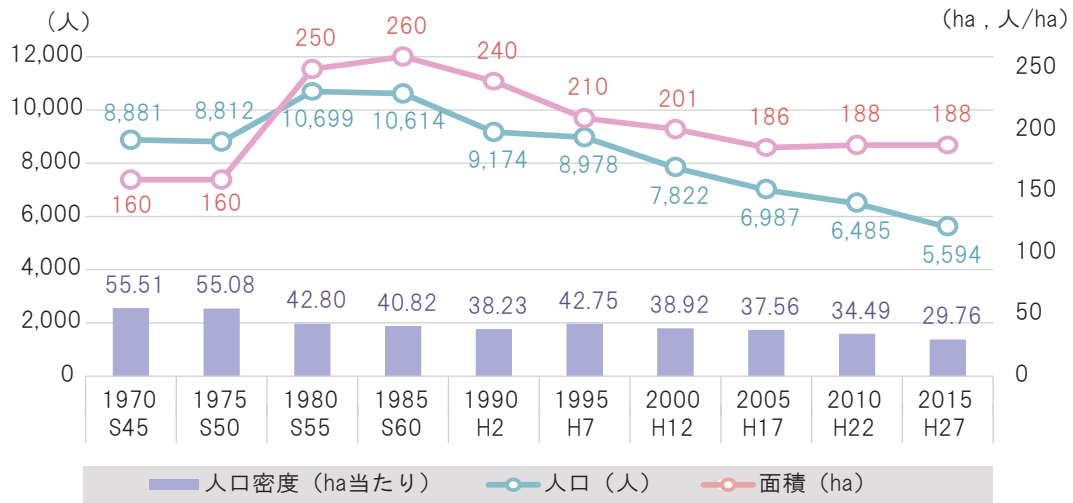


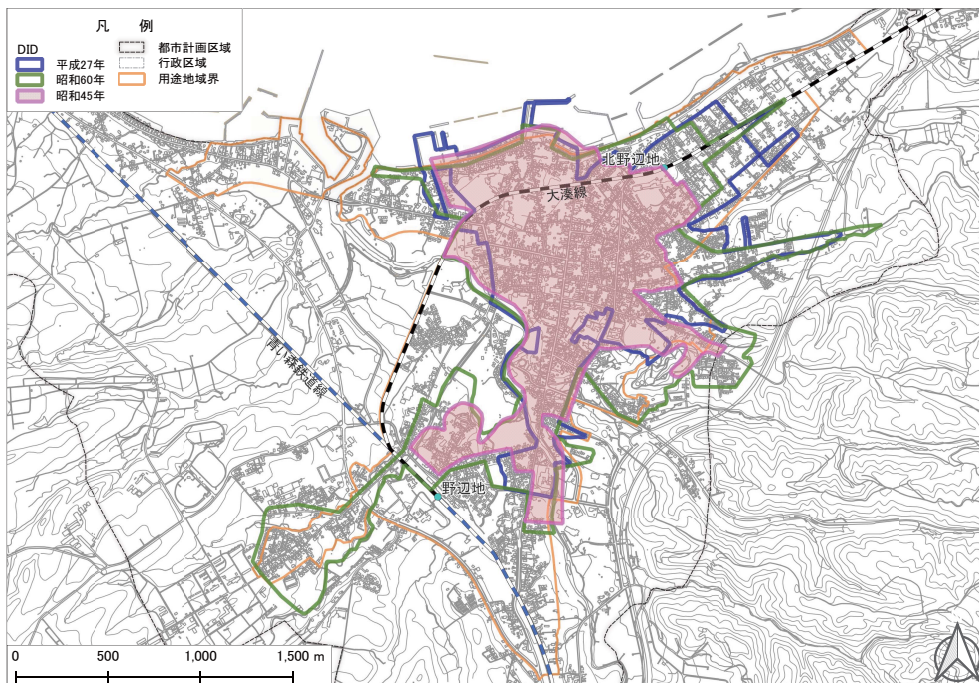
表3-3 DIDの推移

	年	人口 (人)			面積 (ha)			人口密度 (人/ha)		
		総数	人口集中地区	割合 (%)	総数	人口集中地区	割合 (%)	総数	人口集中地区	割合 (倍)
S45	1970年	17,544	8,881	50.6	8,259	160	1.9	2.12	55.51	26.1
S50	1975年	17,994	8,812	49.0	8,259	160	1.9	2.18	55.08	25.3
S55	1980年	18,419	10,699	58.1	8,260	250	3.0	2.23	42.80	19.2
S60	1985年	18,351	10,614	57.8	8,266	260	3.1	2.22	40.82	18.4
H2	1990年	16,750	9,174	54.8	8,156	240	2.9	2.05	38.23	18.6
H7	1995年	15,969	8,978	56.2	8,159	210	2.6	1.96	42.75	21.8
H12	2000年	16,012	7,822	48.9	8,160	201	2.5	1.96	38.92	19.8
H17	2005年	15,218	6,987	45.9	8,160	186	2.3	1.86	37.56	20.1
H22	2010年	14,314	6,485	45.3	8,161	188	2.3	1.75	34.49	19.7
H27	2015年	13,524	5,594	41.4	8,168	188	2.3	1.66	29.76	18.0
R2	2020年	12,374	-	-	8,168	-	-	1.51	-	-

資料：野辺地町統計書

令和2（2020）年以前のDID地区を次に示します。

図3-12 旧DID地区



資料：野辺地町都市計画基礎調査(平成31(2019)年3月)

(7) 行政区の人口密度

行政区の人口密度は総人口の減少に伴い、減少しています。

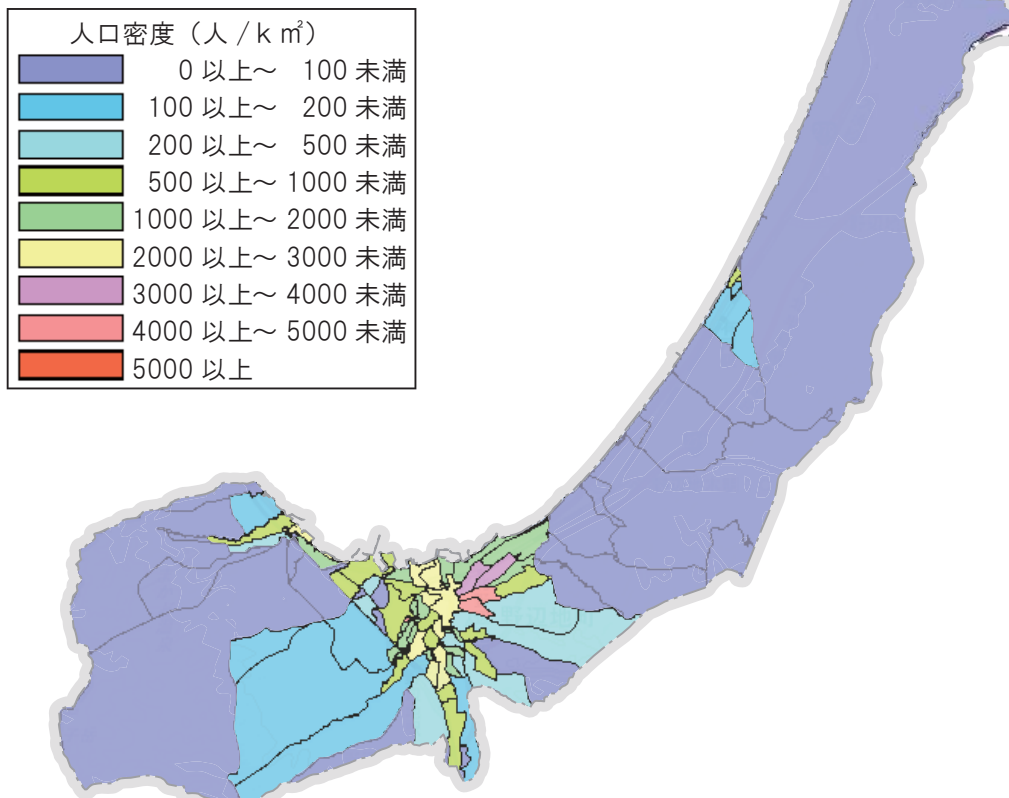
本町の地域ごとの人口集中の傾向を平成27(2015)年国勢調査 小地域(町丁・字等別)の人口密度(人/km²)で次に示します。町中央部に人口が集中しています。

表3-4 地域ごとの人口集中の傾向

		行政区	都市計画区域	用途地域	白地地域	都市計画区域外
平成17年	人口(人)	15,218	15,109	10,453	4,656	109
	面積(ha)	8,160	1,570	401	1,169	6,590
	人口密度(人/ha)	1.86	9.62	26.07	3.98	0.02
平成22年	人口(人)	14,314	13,442	9,621	4,693	872
	面積(ha)	8,161	1,570	401	1,169	6,591
	人口密度(人/ha)	1.75	8.56	23.99	4.01	0.13
平成27年	人口(人)	13,524	12,885	9,050	3,835	639
	面積(ha)	8,168	1,570	401	1,169	6,598
	人口密度(人/ha)	1.66	8.21	22.57	3.28	0.10

資料：野辺地町都市計画基礎調査(平成31(2019)年3月)より作成

図3-13 行政区の人口密度

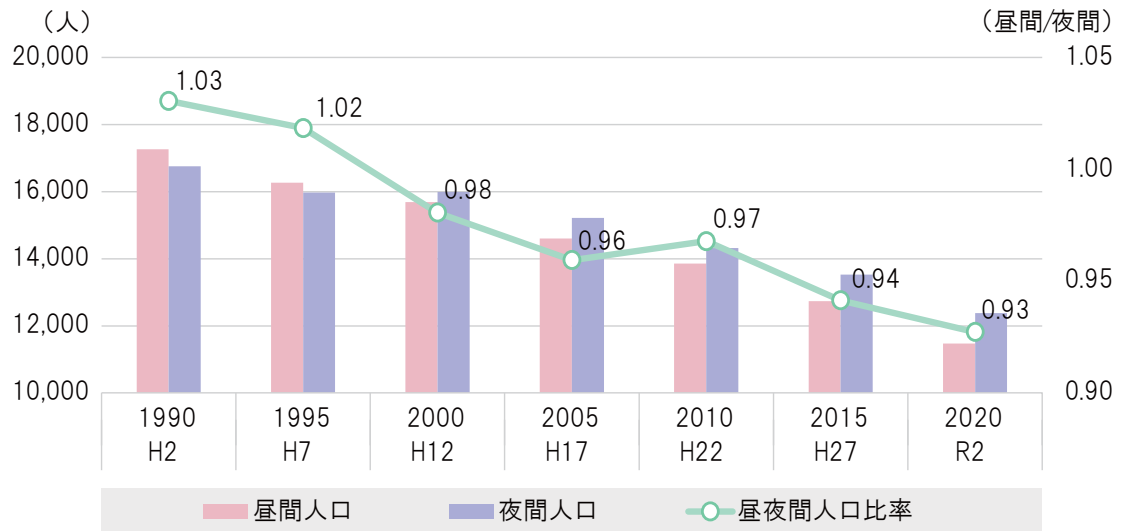


資料：平成27(2015)年国勢調査 小地域(町丁・字等別) jSTAPMAPより作成

(8) 昼間人口比率（周辺市町村との比較）

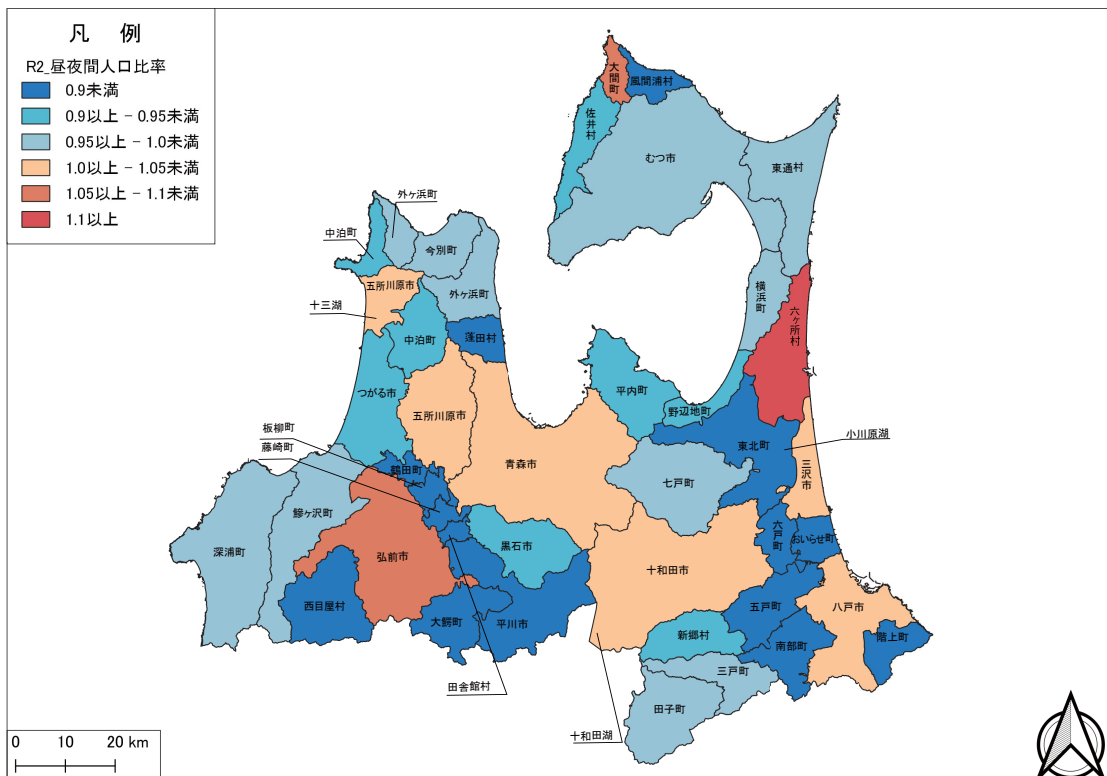
本町の昼間人口比率は、平成7（1995）年までは1.0を超えていましたが、平成12（2000）年以降は1.0を下回っています。

図3-14 昼夜間人口の推移



資料：国勢調査

図3-15 令和2（2020）年昼夜間人口比率



資料：令和2（2020）年国勢調査

(9) 通勤通学に伴う流入・流出人口

町内の約65.8%が町内で従業・通学しています。町外への通勤・通学先は六ヶ所村が一番多く、13.3%の人口が流出しています。野辺地町への通勤・通学者は隣接している東北町からの流入が最多となっており、次いで平内町、七戸町となっています。

町内への流入人口1,342人に対し、町外への流出人口は2,272人であり、930人の流出超過となっています。

表3-5 令和2(2020)年 町内からの通勤・通学による移動 (単位:人)

野辺地町からの通勤通学者数					
	通勤通学者数	構成比	就業者数	通学者数	
野辺地町に常住する従業者・通学者	7,115	100.0%	5,951	454	
町内で従業・通学	4,683	65.8%	3,806	251	
他市町村で従業・通学	2,272	31.9%	2,057	197	
県内他市町村への通勤通学上位5位	六ヶ所村	947	13.3%	946	-
	東北町	310	4.4%	310	-
	青森市	222	3.1%	107	111
	七戸町	218	3.1%	206	6
	十和田市	139	2.0%	131	4
県内で従業・通学	2,198	30.9%	1,999	182	
他県で従業・通学	44	0.6%	33	11	

資料：令和2(2020)年国勢調査

表3-6 令和2(2020)年 町内への通勤・通学による移動 (単位:人)

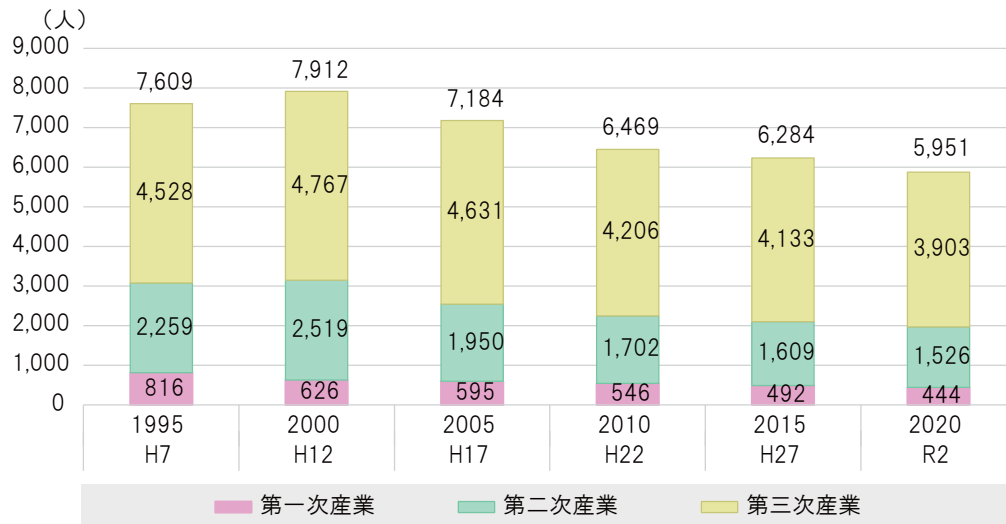
野辺地町への通勤通学者数					
	通勤通学者数	構成比	就業者数	通学者数	
野辺地町で従業・通学	6,215	100.0%	5,073	444	
町内に常住	4,683	65.8%	3,806	251	
他市町村に常住	1,342	18.9%	1,154	183	
県内他市町村からの通勤通学上位5位	東北町	312	4.4%	260	50
	平内町	205	2.9%	194	11
	七戸町	177	2.5%	165	10
	青森市	158	2.2%	144	14
	十和田市	129	1.8%	109	20
県内に常住	1,312	18.4%	1,125	182	
他県に常住	30	0.4%	29	1	

資料：令和2(2020)年国勢調査

3. 産業

本町の産業別就業人口は、第一次産業及び第三次産業が減少傾向にあります。第二次産業は平成12(2000)年に増加したものの、その後減少傾向となっています。

図3-16 産業別就業者数の推移



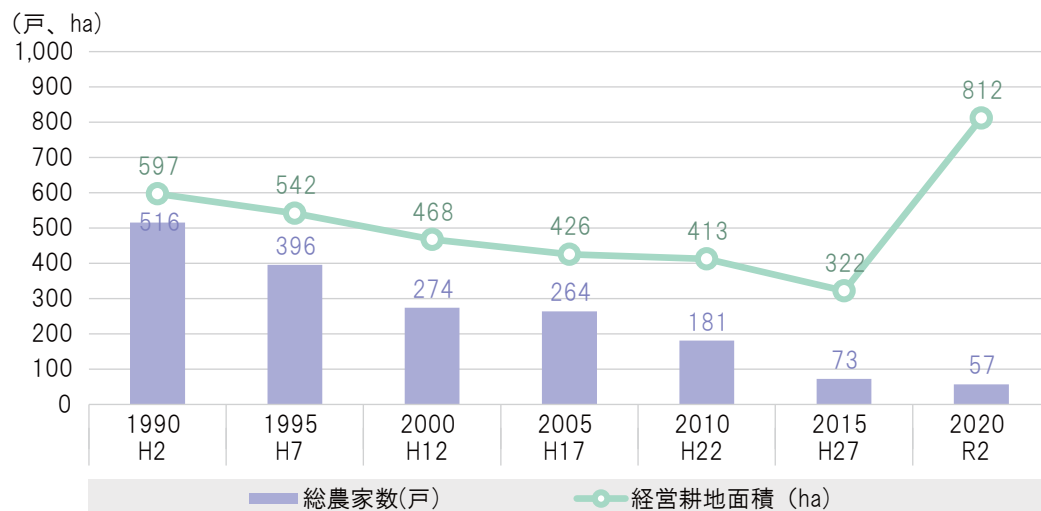
資料：国勢調査

(1) 農業

本町の農業は、平成7(1995)年から、総農家数は減少しています。経営耕地面積は、令和2(2020)年に急激に増加しています。

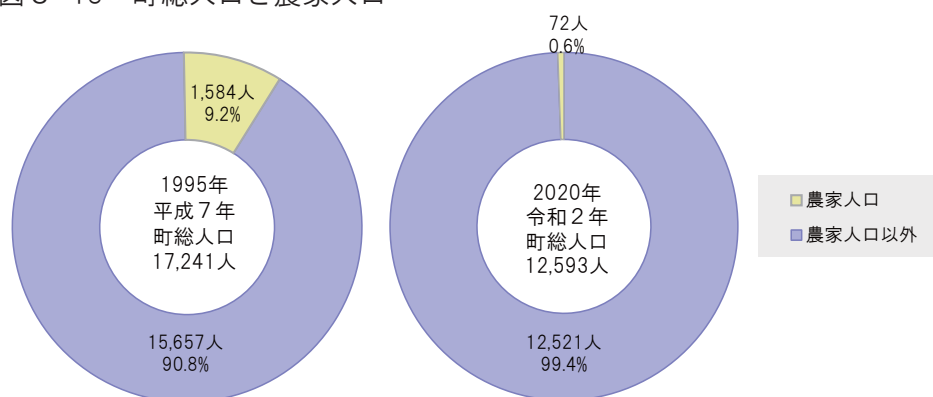
町総人口と農家人口の割合を平成7(1995)年と令和2(2020)年で比較すると、平成7(1995)年では農家人口割合が9.2%でしたが、令和2(2020)年には0.6%まで少なくなっています。

図3-17 農家数・経営耕地面積の推移



資料：農林業センサス

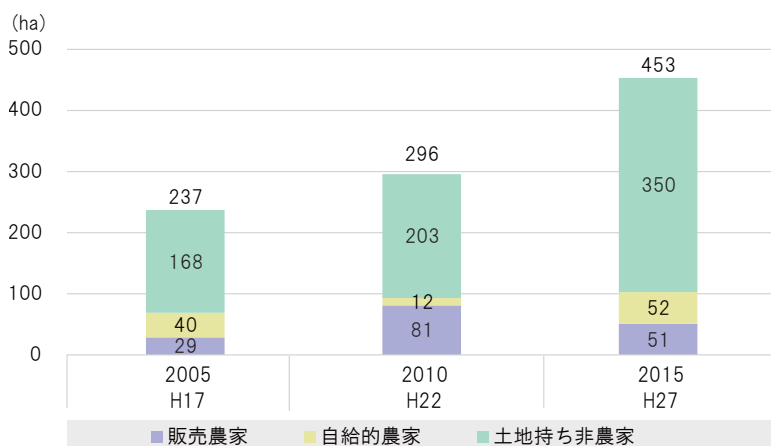
図3-18 町総人口と農家人口



資料：農林業センサス

耕作放棄地面積は年々上昇していて、特に土地持ち非農家の面積が増加しています。

図3-19 耕作放棄地面積の推移

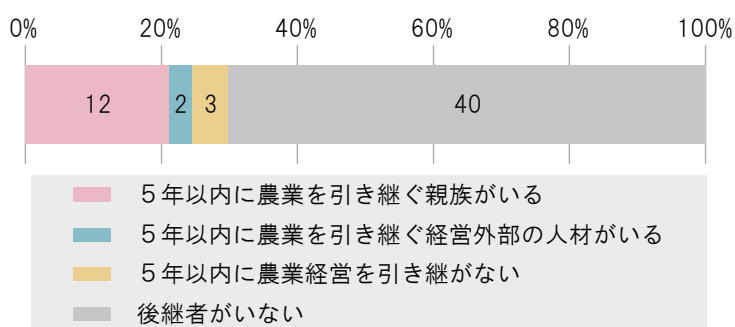


※令和2（2020）年度調査より「耕作放棄地面積」の調査項目を廃止

資料：農林業センサス

本町の農業後継者の確保状況別経営体数をみると、57経営体のうち5年以内に農業を引き継ぐ予定の後継者がいる経営体は14であり、43経営体は5年以内に農業を引き継がない、または後継者がいない状況となっています。今後、後継者・担い手の確保が必要であると言えます。

図3-20 農業後継者の確保状況別経営体数（単位：経営体）

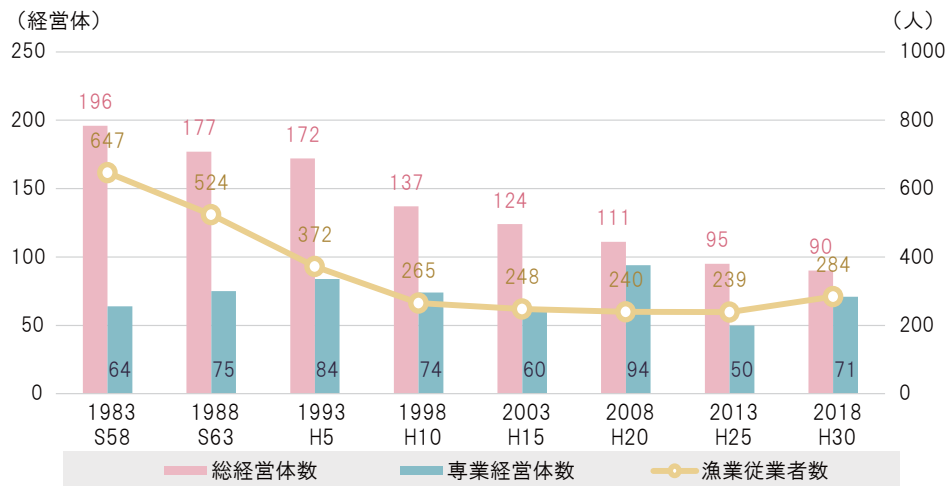


資料：2020年農林業センサス

(2) 漁業

自営漁業の専業経営体数及び漁業従業者数は近年、徐々に回復傾向にあります。

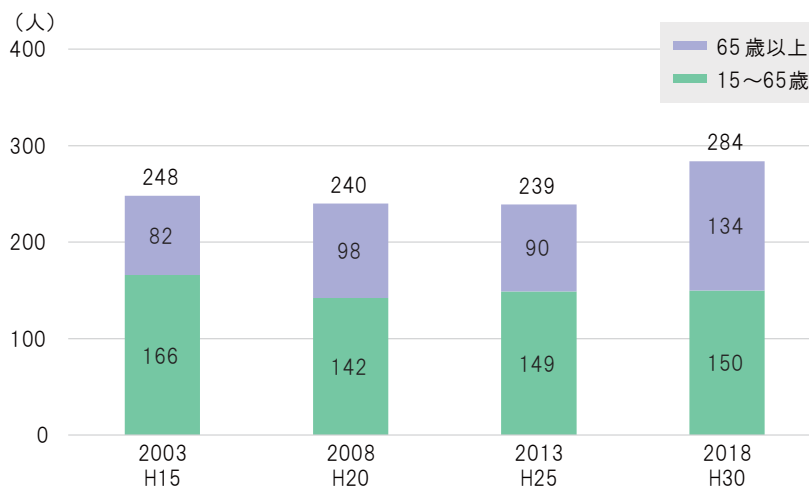
図3-21 自営漁業の専業別経営体数及び漁業従業者数



資料：漁業センサス

平成15(2003)年以降の年齢別漁業従業者数の内訳は、次のとおりです。従業者数は増加傾向にあり、65歳以上の従業者が増加しています。65歳以下は横ばい傾向です。

図3-22 年齢別漁業従業者数



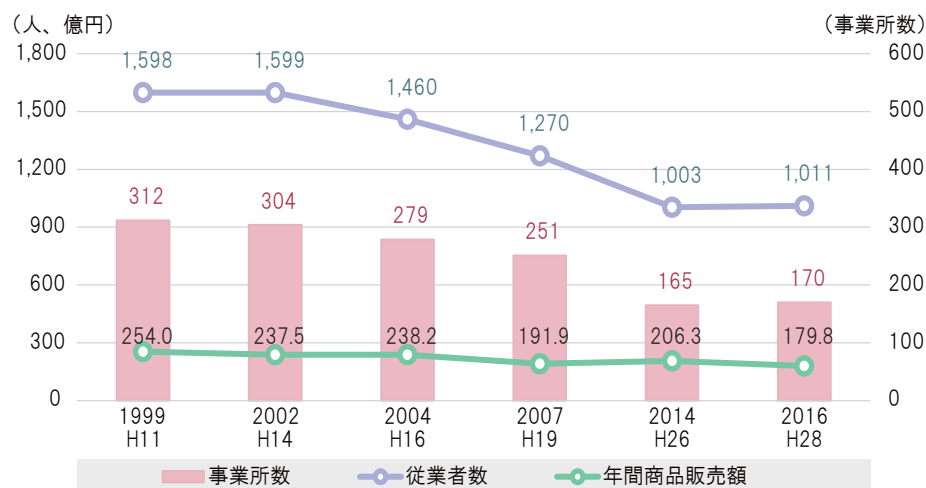
資料：漁業センサス

(3) 商業

本町の商業動向は平成11(1999)年以降、平成26(2014)年まで事業所、従業者は減少傾向にありましたが、平成28(2016)年には増加傾向になっています。

一方、年間商品販売額は平成26(2014)年に一度増加しましたが、平成28(2016)年には減少しています。

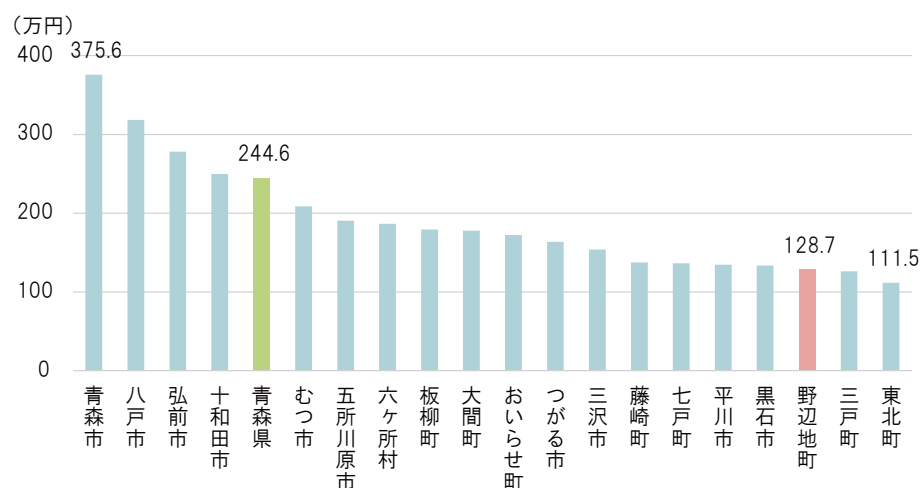
図3-23 年間商品販売額等の推移



資料：〈H11～H26〉商業統計調査 〈H28〉経済センサス

町民一人当たり年間商品販売額を青森県及び他市町村と比較すると、県内で20位以内に入っており、町村の中では7位となっています。

図3-24 町民一人当たり年間商品販売額(上位20位)

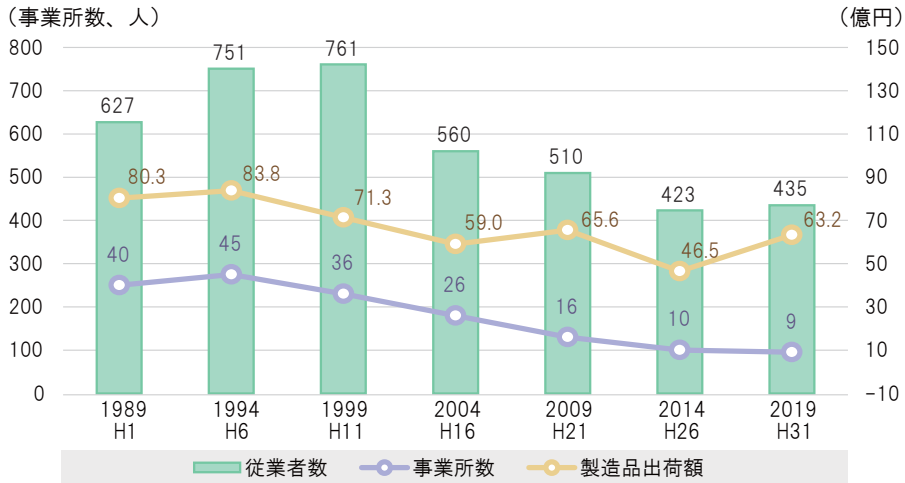


資料：H28 経済センサス及び市町村及びH28 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査/総務省

(4) 工業

本町の従業者4人以上の事業所数は減少傾向にあり、平成31(2019)年時点で9事業所となっています。製造品出荷額は平成26(2014)年に46.5億円まで減少しましたが、平成31(2019)年には63.2億円まで回復しています。

図3-25 製造品出荷額等の推移(従業者4人以上の事業所)

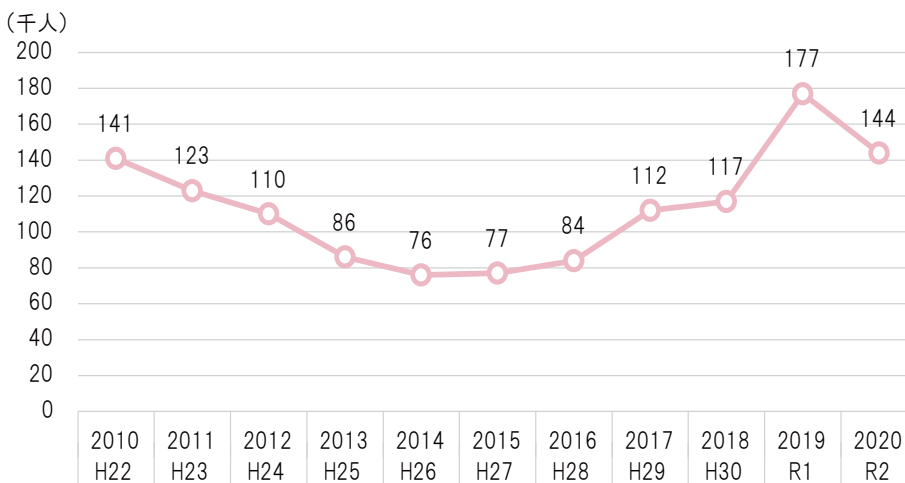


資料：工業統計調査

(5) 観光業

本町の観光入込客数は平成26(2014)年に7.6万人まで減少し、それ以降は令和元(2019)年まで増加傾向にありましたが、令和2(2020)年には14.4万人まで減少しています。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、主要行祭事・イベント等の中止、訪日外国人の減少などによるものと考えられます。

図3-26 観光入込客数の推移



資料：青森県観光入込客統計

4. 町民の意向

今後のまちづくりについて、町民の意識やニーズを把握し、意見を反映したものとするため、町民アンケートの結果を整理し示します。

(1) アンケート調査の概要

調査時期	：	令和元（2019）年8月～9月
調査対象	：	18歳以上の町民
配布数	：	2,000
回収数	：	756 回収率（37.8%）
調査方法	：	郵送法
調査地域	：	町内全域
備考	：	まちづくり総合計画のアンケートの一部を抜粋

(2) アンケート調査結果

①町の各環境に関する満足度

町の各環境について、現在どの程度満足しているかを把握するため、「1 郷土の生業（なりわい）を創る」、「2 郷土の人の生命（いのち）と暮らしを守る」、「3 郷土をますます愛し育む「人財」を育てる」、「4 郷土の人の身体（からだ）と心を守る」、「5 郷土の住みやすさを実現する」、「6 郷土づくりを進める組織とシステムを創る」の6分野33項目を設定し、項目ごとに「満足」、「やや満足」、「普通」、「やや不満」、「不満」の5段階で評価してもらい、加重平均値による数量化で評価点（満足度：最高点10点、中間点0点、最低点-10点）を算出しました。

その結果、満足度が最も高い項目は「上水道」（0.77点）となっており、次いで第2位が「消防・防災」（0.58点）、第3位が「環境衛生」（0.23点）、以下、「防犯・交通安全」（0.03点）、「歴史・文化・芸術」（-0.30点）、「社会教育・スポーツ」（-0.52点）、「景観・自然環境」（-0.71点）、「水産業」（-0.87点）、「地域福祉」（-0.93点）、「地域間交流」（-0.94点）などの順となっています。

一方、満足度が最も低い項目は「雇用・企業誘致」（-5.27点）となっており、次いで第2位が「商業」（-4.36点）、第3位が「観光」（-4.09点）、以下、「公共交通」（-3.16点）、「工業」（-3.07点）、「行財政」（-2.78点）、「住宅・宅地・定住環境」（-2.70点）、「雪対策」（-2.34点）、「土地利用」（-2.29点）、「保健・医療」（-1.75点）などの順となっています。

設定した33項目のうち、満足度がプラス評価の項目が4項目、マイナス評価の項目が29項目となっています。

図3-27 町の各環境に関する満足度（全体） （単位：評価点）



②町の各環境に関する重要度

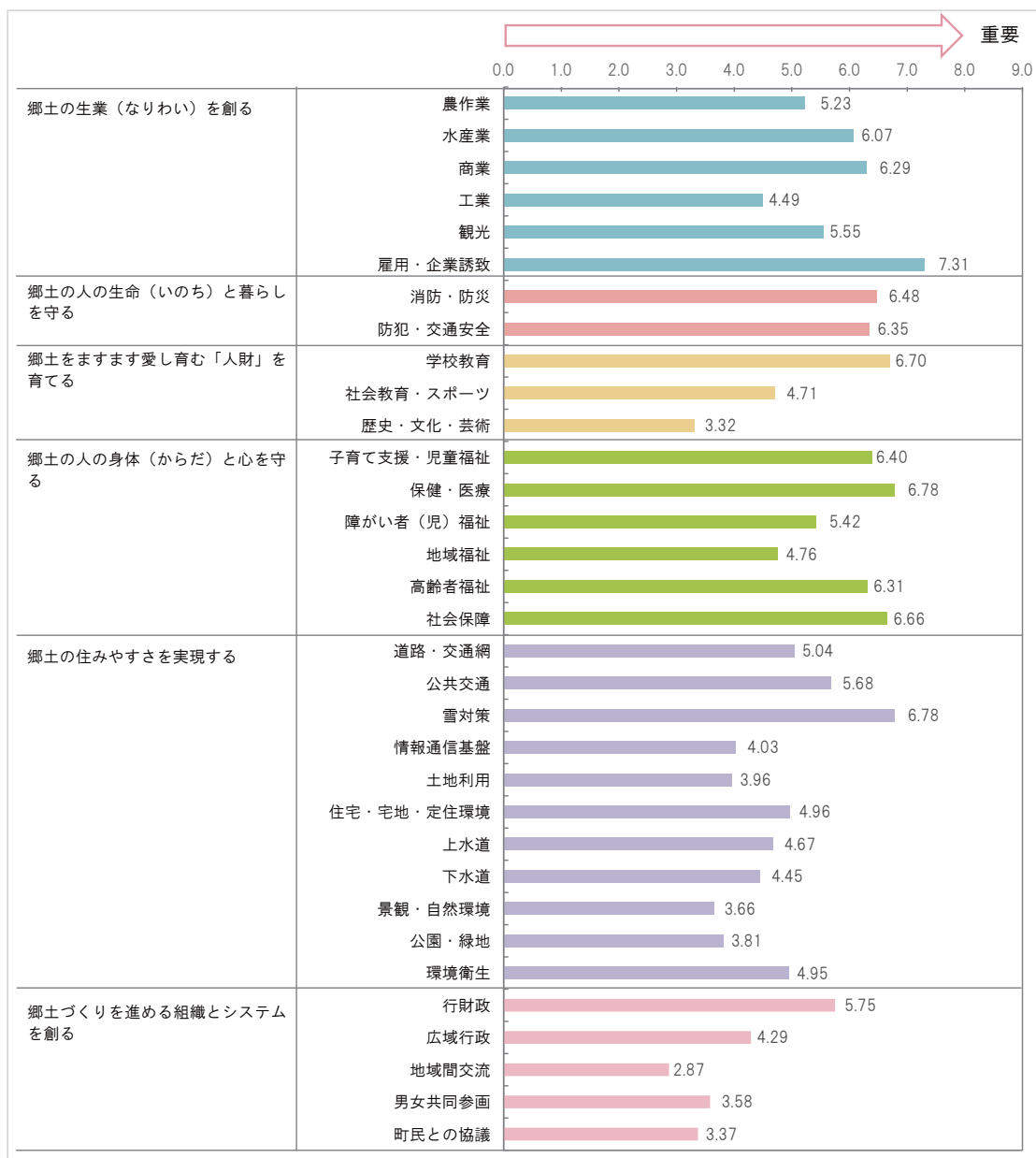
町の各環境について、今後どの程度重視しているかを把握するため、満足度と同じ6分野33項目について、「重要である」、「やや重要」、「どちらともいえない」、「あまり重要でない」、「重要でない」の5段階で評価してもらい、加重平均値による数量化で評価点（重要度：最高点10点、中間点0点、最低点-10点）を算出しました。

その結果、重要度が最も高い項目は「雇用・企業誘致」（7.31点）となっており、次いで第2位が「保健・医療」・「雪対策」（同点6.78点）、第4位が「学校教育」（6.70点）、第5位が「社会保障」（6.66点）、以下、「消防・防災」（6.48点）、「子育て支援・児童福

祉」(6.40点)、「防犯・交通安全」(6.35点)、「高齢者福祉」(6.31点)、「商業」(6.29点)などの順となっています。

これら上位10項目をみると、4項目が医療・福祉分野、2項目が産業・雇用分野、安全・安心分野、1項目が生活基盤分野、教育分野の項目となっており、健康・福祉のまちづくりと安全・安心な住環境づくりなどが重視されていることがうかがえます。

図3-28 町の各環境に関する重要度(全体) (単位:評価点)

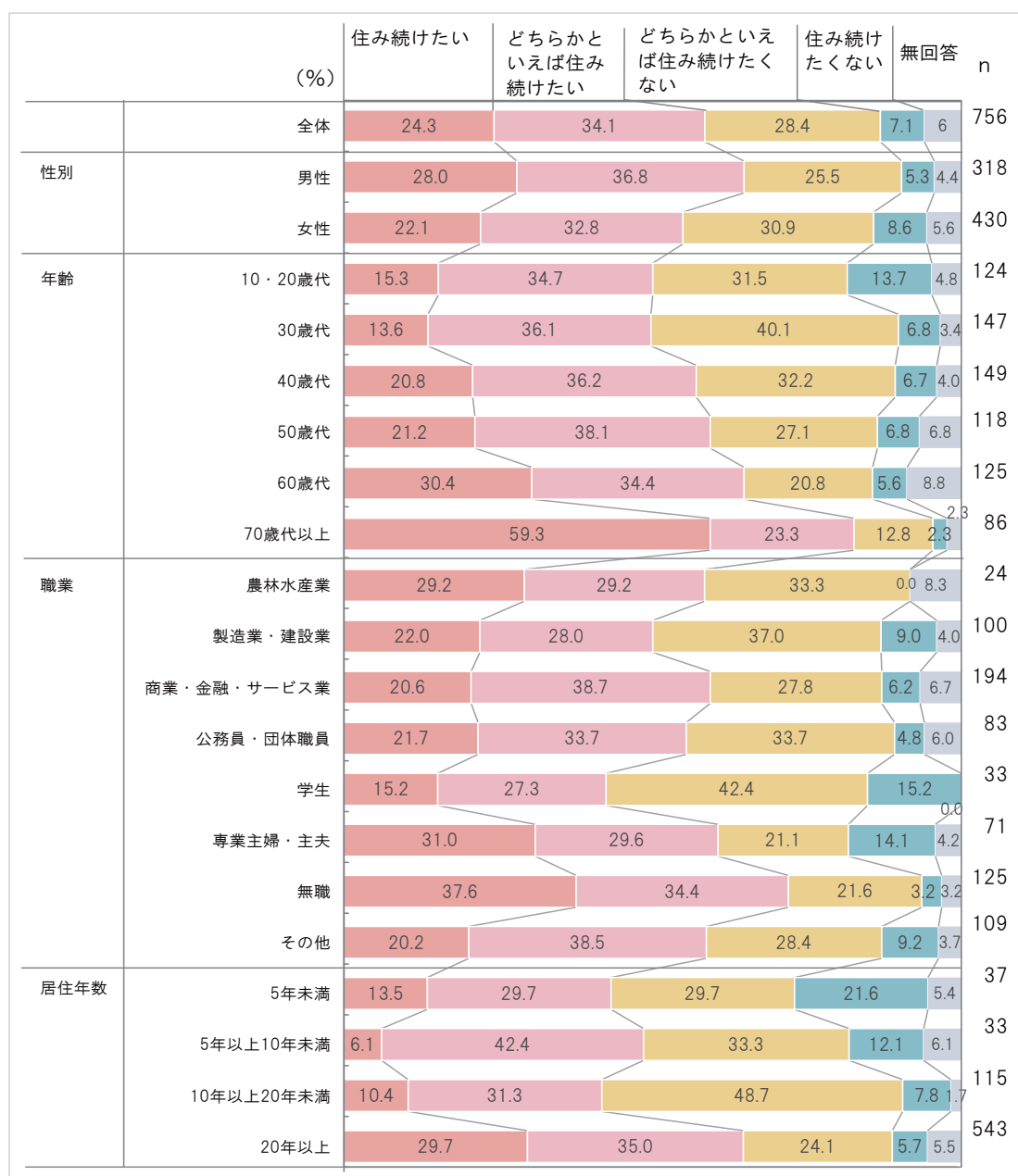


③今後の定住意向

今後の定住意向を把握するため、「住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたくない」、「住み続けたくない」の中から1つを選んでもらいました。

その結果、「どちらかといえば住み続けたい」と答えた人が34.1%で最も多く、これと「住み続けたい」(24.3%)をあわせた“住み続けたい”という人が58.4%となっています。これに対し、“住み続けたくない”(「どちらかといえば住み続けたくない」(28.4%)と「住み続けたくない」(7.1%)の合計)という人は35.5%となっています。

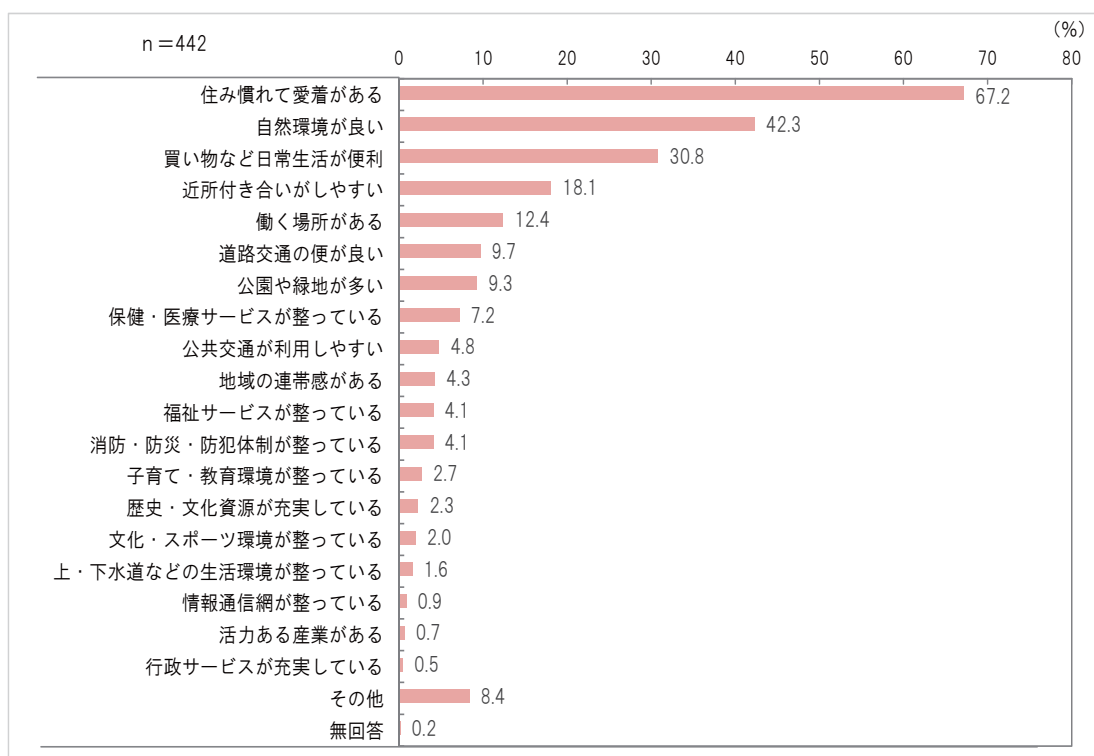
図3-29 今後の定住意向（全体・性別・年齢・職業・居住年数）



④住み続けたい理由

③今後の定住意向で「1.住み続けたい」または「2.どちらかといえば住み続けたい」と答えた人（全体の58.4%・442人）に、住み続けたいと思う理由についてたずねたところ、「住み慣れて愛着がある」（67.2%）が他を引き離して第1位にあげられ、次いで「自然環境が良い」（42.3%）が第2位、「買い物など日常生活が便利」（30.8%）が第3位、「近所付き合いがしやすい」（18.1%）が第4位、以下、「働く場所がある」（12.4%）、「道路交通の便が良い」（9.7%）、「公園や緑地が多い」（9.3%）、「保健・医療サービスが整っている」（7.2%）、「公共交通が利用しやすい」（4.8%）、「地域の連帯感がある」（4.3%）、「福祉サービスが整っている」・「消防・防災・防犯体制が整っている」（同率4.1%）などの順となっています。

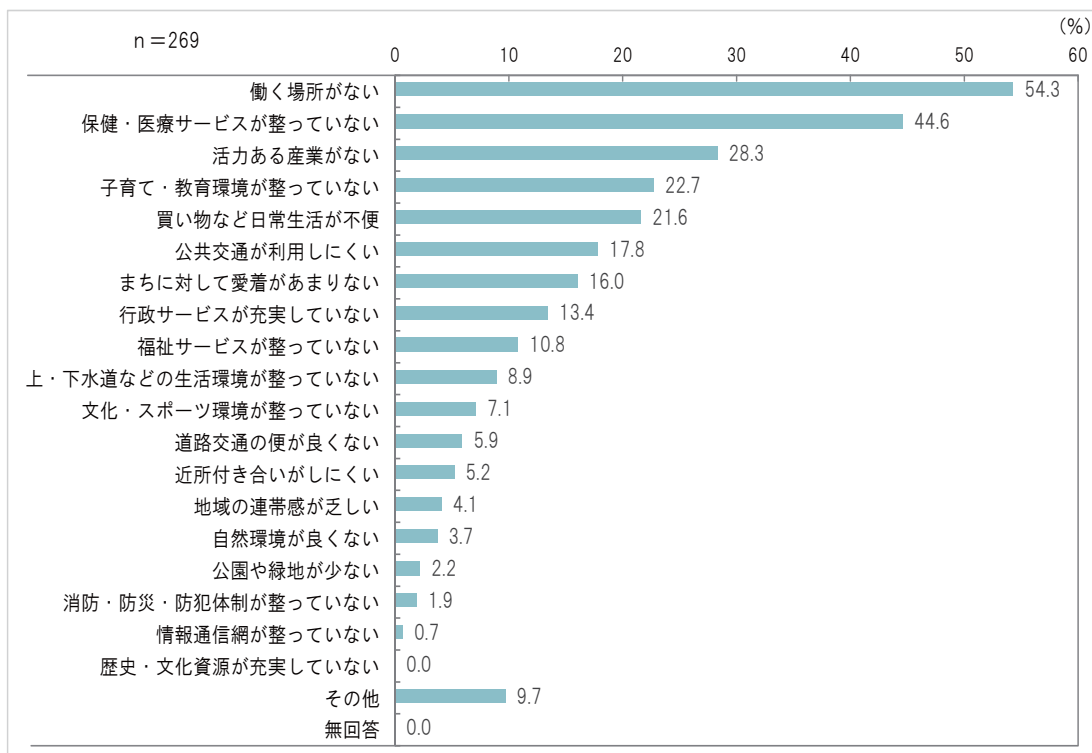
図3-30 住み続けたい理由（全体／複数回答）



⑤住み続けたくない理由

③今後の定住意向で「3.どちらかといえば住み続けたくない」または「4.住み続けたくない」と答えた人(全体の35.5%・269人)に、そう思う理由についてたずねたところ、「働く場所が少ない」(54.3%)が第1位、「保健・医療サービスが整っていない」(44.6%)が第2位、「活力ある産業がない」(28.3%)が第3位にあげられ、以下「子育て・教育環境が整っていない」(22.7%)、「買い物など日常生活が不便」(21.6%)、「公共交通が利用しにくい」(17.8%)、「まちに対して愛着があまりない」(16.0%)、「行政サービスが充実していない」(13.4%)、「福祉サービスが整っていない」(10.8%)、「上・下水道などの生活環境が整っていない」(8.9%)、「文化・スポーツ環境が整っていない」(7.1%)、「道路交通の便が良くない」(5.9%)、「近所付き合いがしにくい」(5.2%)、「地域の連帯感が乏しい」(4.1%)などの順となっています。

図3-31 住み続けたくない理由(全体/複数回答)

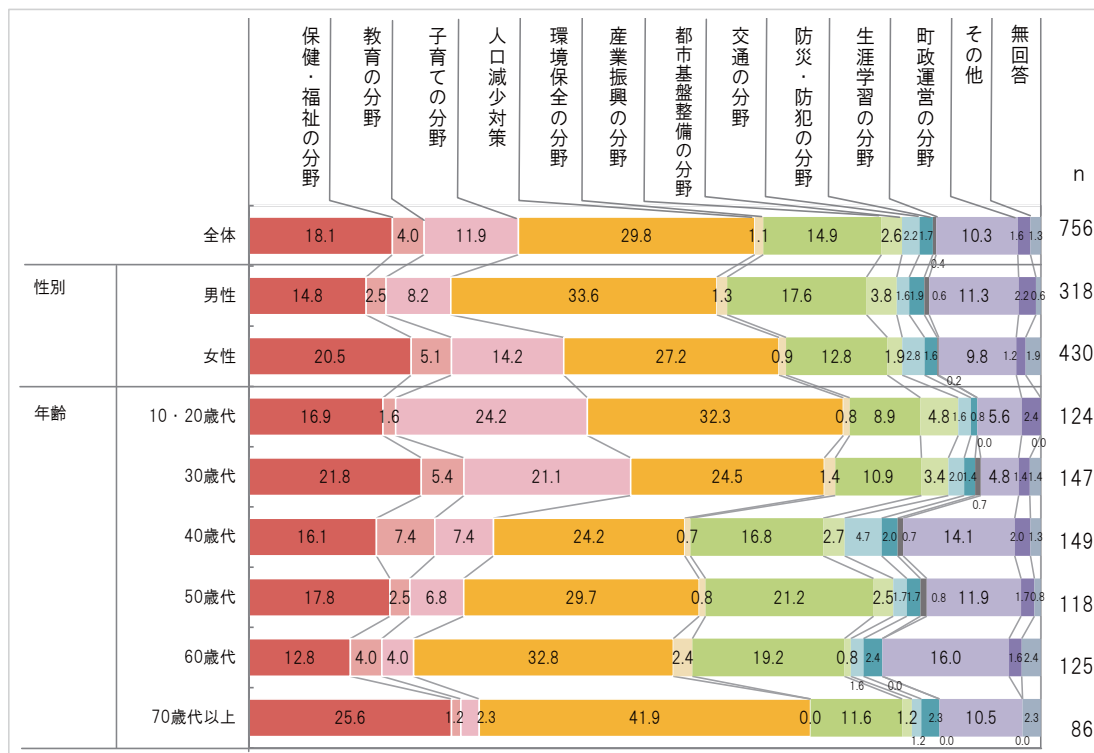


⑥特に重点を置くべきだと思う取り組み

今後どの分野に力を入れるべきかについては、「人口減少対策」(29.8%)が第1位にあげられ、次いで「保健・福祉の分野」(18.1%)が第2位、「産業振興の分野」(14.9%)が第3位となっています。

これら以外では「子育ての分野」(11.9%)、「町政運営の分野」(10.3%)、「教育の分野」(4.0%)、「都市基盤整備の分野」(2.6%)、「交通の分野」(2.2%)、「防災・防犯の分野」(1.7%)、「環境保全の分野」(1.1%)、「生涯学習の分野」(0.4%)などの順となっています。

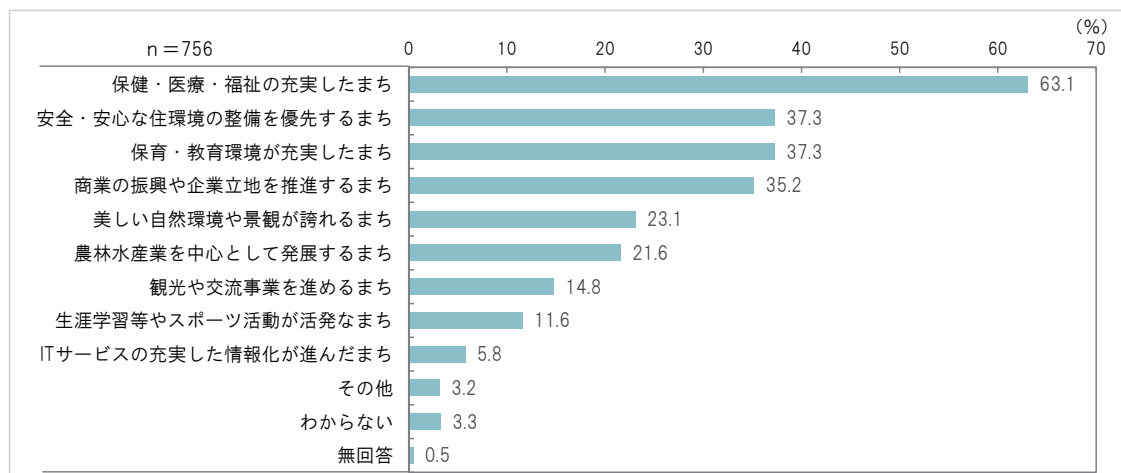
図3-32 特に重点を置くべきだと思う取り組み（全体、性別、年齢）

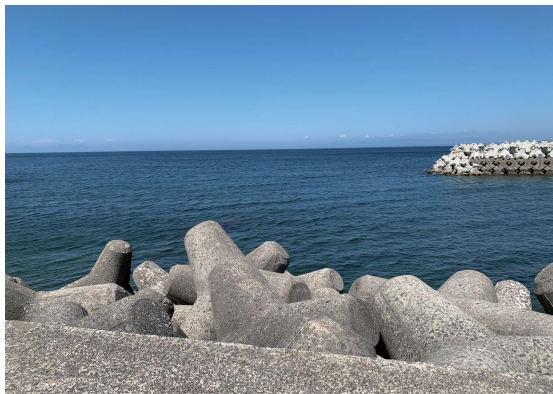


⑦今後どのようなまちにしたいか

今後どのようなまちにしたいかについては、「保健・医療・福祉の充実したまち」(63.1%)が他を引き離して第1位にあげられ、次いで「安全・安心な住環境の整備を優先するまち」と「保育・教育環境が充実したまち」(同率37.3%)が同率第2位、「商業の振興や企業立地を推進するまち」(35.2%)が第4位となっており、以下、「美しい自然環境や景観が誇れるまち」(23.1%)、「農林水産業を中心として発展するまち」(21.6%)、「観光や交流事業を進めるまち」(14.8%)、「生涯学習等やスポーツ活動が活発なまち」(11.6%)、「ITサービスの充実した情報化が進んだまち」(5.8%)などの順となっています。

図3-33 今後どのようなまちにしたいか（全体／複数回答）





野辺地町都市計画マスタープラン

第4章

全体構想

1. まちづくりの基本理念
2. 将来目標人口
3. 都市づくりの目標
4. 将来の都市構造
5. 都市づくりの方針

第4章 全体構想

1. まちづくりの基本理念

第6次野辺地町まちづくり総合計画や野辺地都市計画区域マスタープランのめざすまちづくりの基本理念を踏襲して、本町のまちづくりの将来像を

「全ての町民が幸せに住み続けられるまちのへじ」とします。

2. 将来目標人口

国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所による本町の人口推計では、今後減少を続け、令和27(2045)年には7,829人となり、その後も減少を続けることを予測しています。

一方、野辺地町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、人口減少に対する対策を講じることで令和27(2045)年に8,829人となるまちづくりを目指しています。

本マスタープランでは、今後、雇用の場の拡大や、人口減少社会に対応して、全ての世代の人々が住みよいまちづくり、若い世代の結婚・出産子育ての希望実現のための支援、次世代を担う若い人財育成に取り組んでいくことで、人口減少による影響を最小限のものとし、計画期間である令和25(2043)年の人口を、8,800人を目標値として設定します。

3. 都市づくりの目標

全ての町民にやさしく暮らしやすいコンパクトな市街地を今後も維持するとともに、野辺地都市計画区域マスタープランに即し、次のような3つの視点を基本とした都市づくりを推進します。

(1) 快適でやさしい都市づくり

- ・ 中心市街地の核となる町役場の新築により、周辺の都市環境を整備するとともに商店街の活性化を図ります。また、町民の活動や快適な暮らしを支える行政サービスを提供するために持続可能な都市経営を可能にするコンパクトで密度の高い市街地の形成を維持します。
- ・ 鉄道や路線バス等の公共交通の維持や充実を図ることにより、超高齢社会に対応した、「歩いて暮らせる」都市環境を整備することで、快適に住み続けられる都市づくりを進めます。
- ・ 県内でも雪の多い本区域内において、総合的な雪対策によりすべての町民が冬期間でも快適で安全に暮らすことができる都市づくりを進めます。

(2) 文化と歴史を活かし、自然環境と調和した都市づくり

- ・ 本町の生活文化と歴史、海と山に囲まれた恵まれた自然や景観を活かした賑わいのある都市づくりを進めます。

- ・閉鎖性水域である陸奥湾の水質保全や市街地周辺の農地の保全など、水と緑に囲まれた周囲の自然環境と調和した都市づくりを進めます。

(3) 産業の活性化と環境の保全が調和した都市づくり

- ・これまで本町の経済を支えてきた基幹産業（農漁業及び農産・水産物加工産業）の強化を図るため、漁港や道路、上水道等の基盤整備を進め、地産地消による地域内経済循環を高め、異業種交流による新たな製品づくりや起業化を促進するなど地域の産業活動を支える都市づくりを進めます。

4. 将来の都市構造

4-1 将来都市構造の基本的な考え方

本町の都市構造は次の4つの連携軸を中心にして、市街地はコンパクトに形成されています。

(1) 都市連携軸

交通結節点の野辺地駅周辺とまちの中心部を結ぶ幹線道路からなる連携軸

市街地ゾーンの中心部と電車・バス・道路の交通結節点の機能を持つ野辺地駅周辺を結ぶ軸を主軸とし、町内の円滑な移動、他都市との円滑な交流を可能とします。

(2) 自然環境保全エリア（緑の連携軸）

市街地ゾーンの外周に広がる農地や山林等の自然環境の保全を図る連携軸

豊かな自然環境を維持するとともに、この環境を利用した健康レクリエーション施設の整備を充実し、町の資源として活用することを検討します。

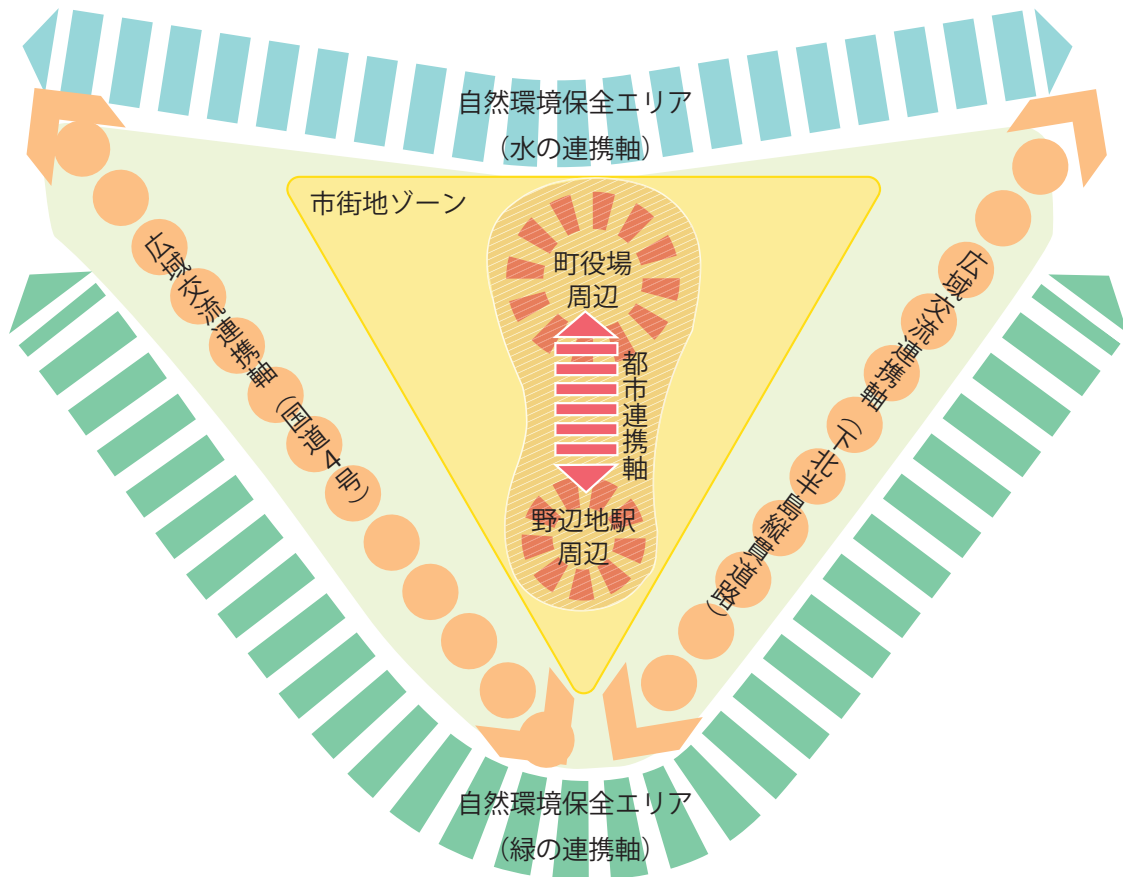
(3) 自然環境保全エリア（水の連携軸）

豊かな自然を持つ陸奥湾の海岸線に連続するウォーターフロントを水の連携軸、漁業の強化のための基盤整備、観光・レクリエーションや保健休養の拠点として野辺地海浜公園、常夜燈公園、野辺地潮騒公園等の保全を図ります。

(4) 広域交流連携軸

広域幹線道路である国道4号と下北半島縦貫道路、野辺地駅を基点とする青い森鉄道線とJR大湊線が他都市間との円滑な交流・物流を支える広域交流連携軸

図4-1 骨格構造のイメージ



4-2 都市構造の構成要素

(1) 中心拠点

行政の中心である野辺地町役場周辺地区を中心拠点とします。

(2) 都市拠点（交通結節点）

青い森鉄道（株）の運行する青い森鉄道線と東日本旅客鉄道（株）が運行するJR大湊線の交通結節点である野辺地駅を中心とする野辺地駅周辺地区を都市拠点とします。

(3) 商業拠点

市街地の内部に進出している商業施設及び住宅街に隣接した郊外の大規模商業モールを商業拠点として、町民の利便性を支える施設として位置づけます。

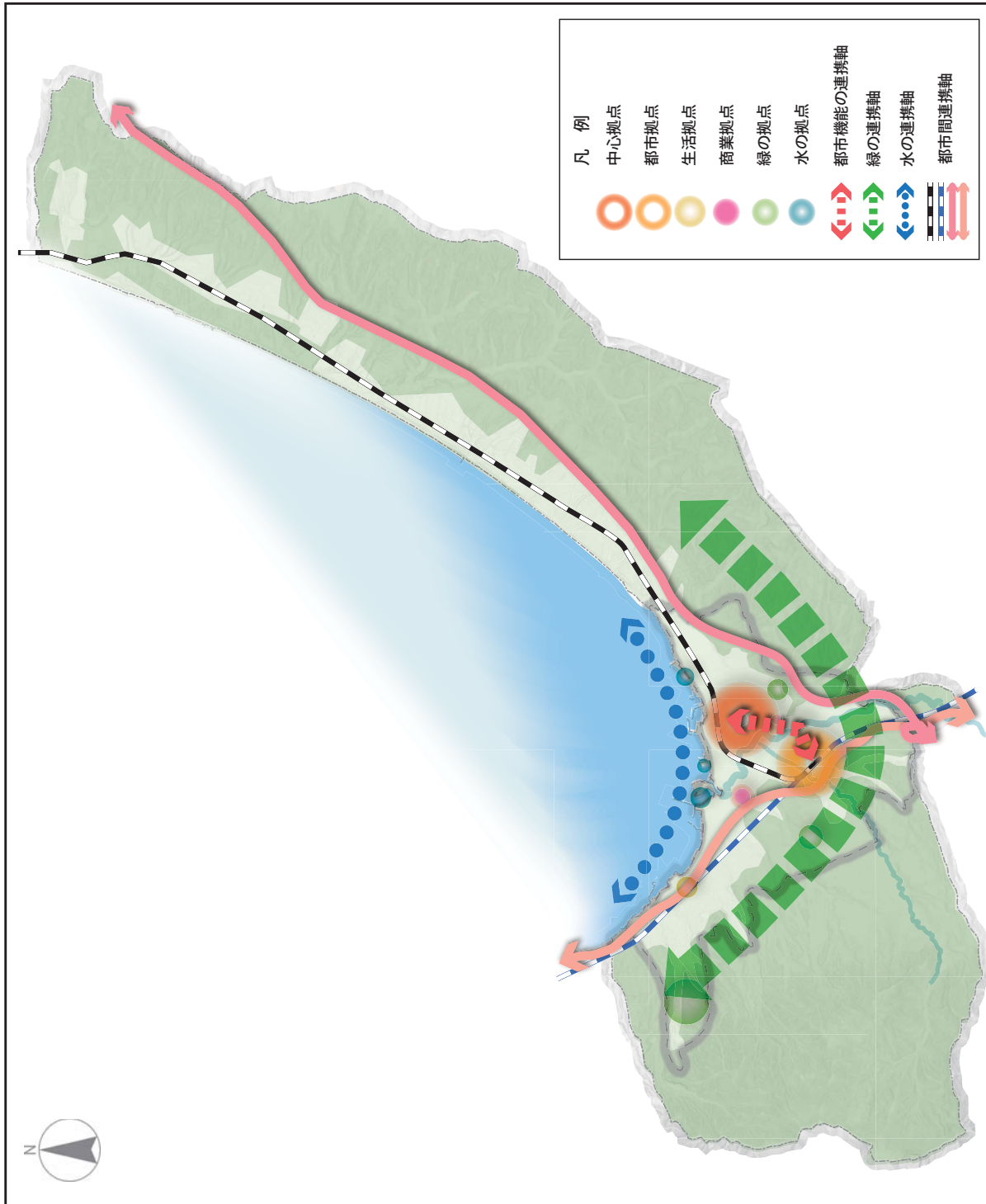
(4) 緑の拠点

住民の様々なスポーツの需要に応える野辺地町運動公園と市街地の中にあつて自然環境に恵まれた住民の憩いの場としての愛宕公園を緑の拠点として位置づけます。また、柴崎地区をレクリエーション拠点として位置づけます。

(5) 水の拠点

野辺地海浜公園、常夜燈公園、野辺地潮騒公園とこれらを結ぶ歩行者動線を含めて、水に親しむためのシーサイド空間を水の拠点として位置づけます。

図4-2 将来都市構造図



5-2 都市施設の方針

(1) 交通施設の方針

①道路の方針

市街地内の通過交通を排除し、交通の円滑な処理を図るため、3・5・7大月平一ノ渡線により、下北半島縦貫道路に沿った大月平周辺から中屋敷周辺を結び、3・3・1一ノ渡中渡線とともに市街地を取り囲む道路網を形成します。

また、野辺地駅と下北半島縦貫道路や国道を結ぶため、駅前広場から放射状に都市計画道路を配置することで、市街地の骨格道路である国道279号との連携軸の強化を図ります。

市街地の発生交通を効率よく広域幹線道路に運ぶため、市街地中央に縦横断的に都市計画道路を配置します。

②鉄道の方針

鉄道は、大量輸送性、速達性、定時性、広域性などの面で優れた交通機関であることから、青い森鉄道(株)の運行する青い森鉄道線のほか、東日本旅客鉄道(株)が運行するJR大湊線を広域交通網を支える「公共交通軸」の基本として位置づけます。



(2) 公園・緑地の方針

土地利用計画図に示したとおり、野辺地町運動公園を住民の様々なスポーツ需要に応える施設として位置づけます。また、愛宕公園は自然環境に恵まれた日常の住民の憩いの場として位置づけます。この2つの都市公園は、町民の様々な交流を支える場であることから、今後も維持・保全を図ります。

また、ウォーターフロントの歩行者導線上にある野辺地海浜公園、常夜燈公園、野辺地潮騒公園等の維持・保全を図ります。

(3) 上下水道及び河川の方針

平成15(2003)年度までに、処理場用地約3.5ha・ポンプ場用地約0.03haを取得し、管きょ延長約2kmを敷設しました。その後、厳しい財政事情等を理由に、平成29(2017)年度に下水道事業を廃止しました。今後、人口減少及び高齢化が進む中での町の今後の財政状況を踏まえ、汚水処理を合併浄化槽による個別処理へ切り替えることとしました。

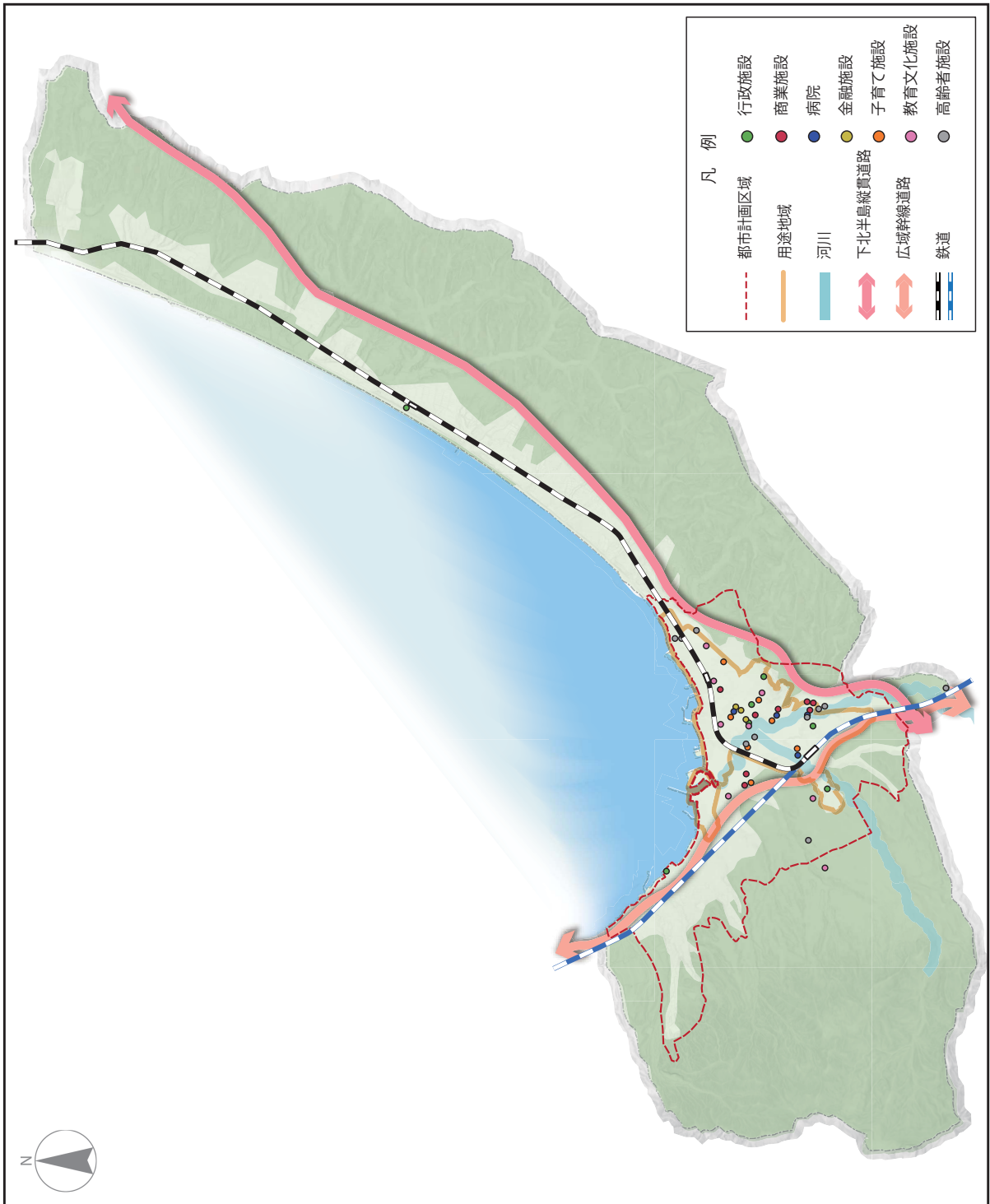
(4) その他都市施設の方針

転入・交流人口の増加や多様化する住民の生活ニーズに対応する公共公益施設を、アクセスなどを勘案し、コンパクトなまちづくりを意識しながら適切に誘導配置し、整備を図ります。

また、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の総量の適正化や長期的視点による長寿命化対策を推進し、民間活力の活用や県・近隣自治体との広域連携を検討する等の適切な維持管理を図ります。



図4-5 都市施設配置図



5-3 都市環境

(1) 都市環境形成

本町の市街地は、美しい山林と海辺といった恵まれた自然環境に囲まれる様に形成されています。そのためこの自然環境との調和を図り、保全・育成し共存することにより、本町独自のダイナミックな環境が演出されるまちの形成を目指します。

(2) 環境形成のためのまちづくり

平成27(2015)年9月に国連で開かれたサミットにおいて、令和12(2030)年を年限とする持続可能な開発目標として「SDGs (Sustainable Development Goals)」が提唱されました。とりわけ、環境問題については、様々な視点から目標を定めています。これらの提言を地域として真摯に受け止め、できることから進めていくことが、今後の全世界の環境形成のためのまちづくりに必要な要素となっています。

図4-6 持続可能な開発目標



5-4 市街地整備

- ・人口減少が加速化する中、市街地の拡大や、これに伴う土地区画整理事業等による新たな開発については、制限を行います。
- ・市街地のスポンジ化を抑制するため、市街地内に点在する空き地等の有効活用を図ります。
- ・今後の超高齢社会に対応するため、高齢者向けの医療施設の充実や、バリアフリー住宅の促進を図ります。
- ・積雪対策として除雪や排雪を効率的に継続していくことで、冬期間の住民の生活行動の向上を進めます。

5-5 住民参加のまちづくり推進

(1) 基本的な考え

海と山に囲まれた自然環境の恵みに敬意を払うとともに、これを大切に保全しつつ、快適で安全なまちづくりを進めていくためには、行政と住民、民間事業者がよりよいパートナーとして、それぞれの役割を明確に確認した上で、責任を分担し、協働してまちづくりを実践していく必要があります。

①住民の役割

行政が発信するまちづくり情報や問いかけに、積極的に意見やアイデアを提供するとともに、集落（自治会などが中心となった）コミュニティを基本とした地域のまちづくりに向けて住民が意見や考えを出し合い、地域住民の生活を支える小さな拠点の形成を強化します。

②民間事業者

民間事業者のノウハウを生かし、様々な場面、行政経営、行政資産の運営、都市計画制度に基づく事業等に対し、市場経済や地域を取りまく社会経済の動き等について、民間事業者の拠点（立場）から積極的に協力や貢献に努めます。

③行政の役割

まちづくりや公共公益施設の維持管理、公共事業の方針、これらを運営するための財政状況等を積極的に公開した上で、とりわけ総合計画等において必要とされる施策について都市計画との調整を図り、住民の理解を得た上で、民間事業者との連携を図り効率的・効果的に計画を推進します。



野辺地町都市計画マスタープラン

第5章

地域別構想

1. 地域区分
2. 町役場周辺地区
3. 西部地区
4. 東部地区

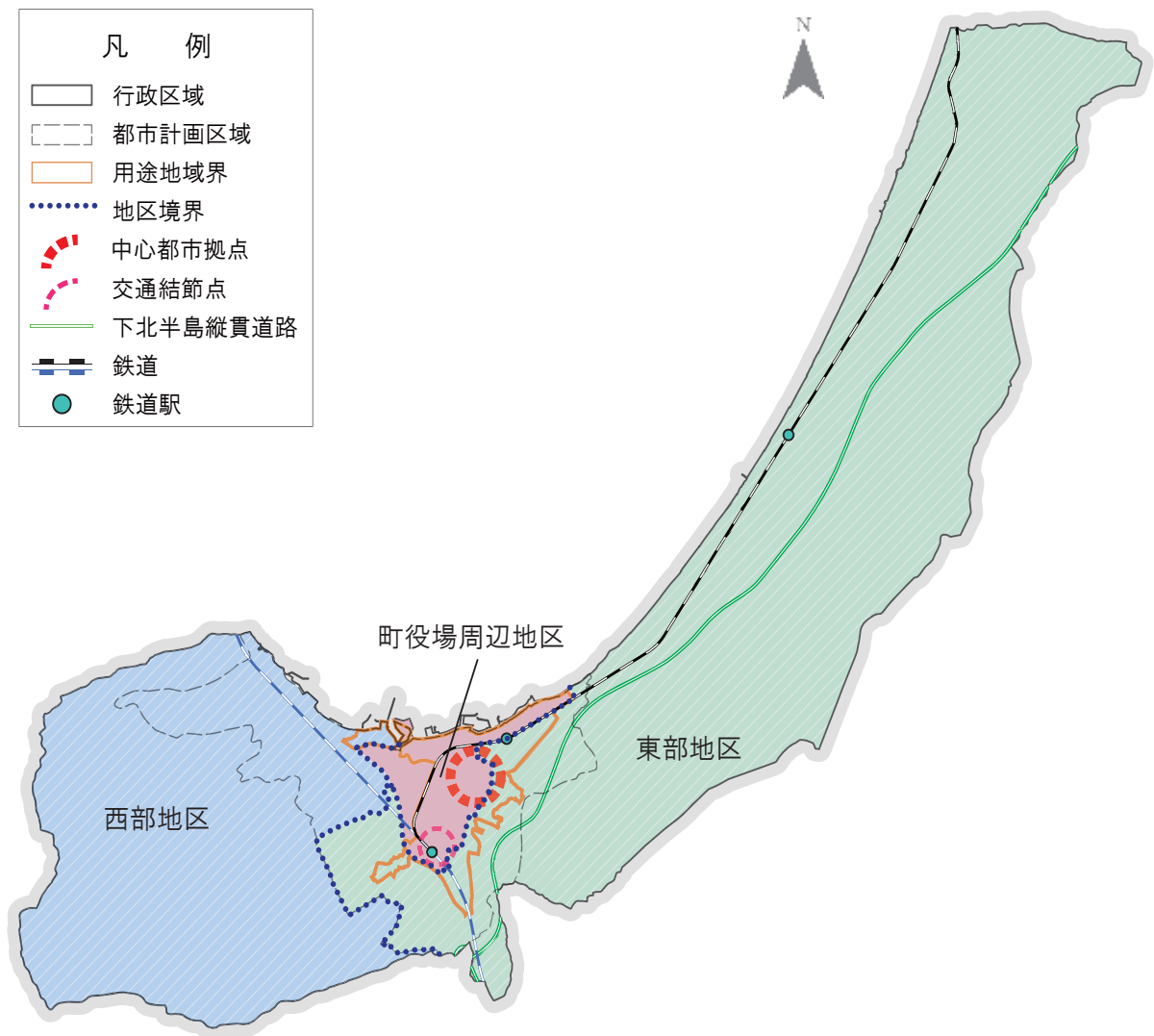
第5章

地域別構想

1. 地域区分

地区別構想は、全体構想との整合を図りながら、この改定都市計画マスタープランにおいては町域を3つの地区に区分し、各地区の目指すべき市街地像及び実現すべき施策の方向性を示します。

図5-1 地域区分図



2. 町役場周辺地区

2-1 まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

商業系	<ul style="list-style-type: none"> ・町役場周辺地区は、町の顔として商業地、業務地の集積した中心都市拠点として位置づけ、住民が日常の生活を快適で便利に暮らすための商業、業務機能の集積を図ります。 ・高齢社会においても、市街地の中心にある大型商業施設と郊外型大型商業モールの利用が可能となるような公共交通網との連携を図ります。 ・野辺地駅周辺地区は、公共交通の結節点であることから、都市拠点として位置づけ、商業、業務機能の再編を図ることでのぎわいのある町の玄関口として演出します。 ・既存商店や業務地等が集積する市街地においては、空き家や未利用地の有効利用を積極的に図ることで、商業、業務機能及び住宅地が適度に混在した、「歩いて暮らせるまち」の都市構造を推進します。
産業系	<ul style="list-style-type: none"> ・野辺地港周辺と大月平地区は、基幹産業である漁業の加工施設立地地区として基盤整備を進め、振興を図ります。 ・国道4号と野辺地駅に挟まれた準工業地域に工場や流通等の各種施設の集積を図り、物流基地としての整備を検討します。
住宅系	<ul style="list-style-type: none"> ・商業、業務地区と住宅地区の土地利用の明確な線引きは、活動手段として、自動車を中心とした移動手段が前提となります。今後の超高齢社会に対応した「歩いて暮らせるまち」を形成するためには、市街地内の土地利用制限の緩和を図り、生活空間としての共存を図ります。 ・国道4号沿道は、土地利用を秩序あるものとするため、地区計画等の導入により計画的な市街地の形成を誘導します。
農業・自然系	<ul style="list-style-type: none"> ・野辺地川は、町民の日常生活を豊かにする緑地空間として保全、整備を図ります。 ・野辺地海浜公園周辺の海岸部は海水浴場を中心として、来訪者との交流拠点を形成していることから、海浜公園としての機能強化を図ります。 ・既存市街地では、住民の身近な緑地となる街区公園の適正な整備を進めます。 ・山林、河川は、本区域を代表する自然環境であることから都市の快適性を提供する自然として保全します。

(2) 交通体系の整備方針

道路	<ul style="list-style-type: none">・ 国道 279 号は、中心商店街を形成する骨格道路として、景観、街並みに配慮した道路の整備を要望します。・ 中心街との連携強化と歩行者等の安全確保のための、都市計画道路及び幹線道路等の歩行空間の整備を進めます。
公共交通	<ul style="list-style-type: none">・ 交通結節機能を強化することで野辺地駅を交流拠点に位置づけ、地域の顔として駅前広場を中心としたバスターミナルやタクシールールといった地域交通を支える機能強化を図ります。

(3) みどり・レクリエーションの整備方針

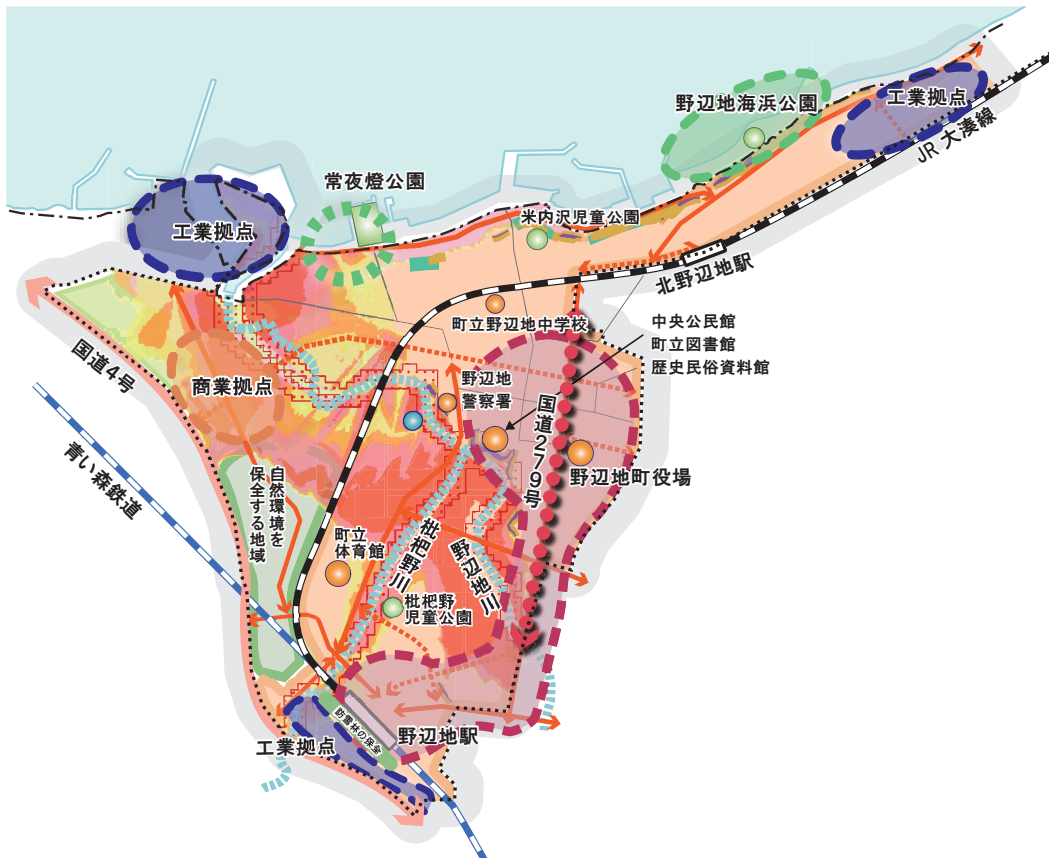
- ・ 鉄道防雪林など、景観上重要な緑地帯の保全と活用を図ります。
- ・ 海岸線は、本区域を代表する自然環境であることから都市のうるおいと快適性を提供する自然空間としての環境を整備、保全します。

(4) その他都市施設、まちづくりの方針

- ・ 交通結節点である野辺地駅前の空間を野辺地町の玄関口として、町のイメージや施設への誘導が来町者にもわかりやすい設え、装置の整備を促進します。
- ・ 休耕地、未利用地、空き家、空き地の有効利用を積極的推進のための公共施設等の再編等を総合計画と連携して検討します。
- ・ 本地区は、急傾斜地、土砂災害、津波、洪水等の災害危険区域等を含んでいるため、野辺地町国土強靱化地域計画、防災指針との連携を図ります。
- ・ コンパクトな市街地の再編に向けた都市機能誘導区域や居住誘導区域等の設定及び誘導については、立地適正化計画に基づき推進します。



図5-2 町役場周辺地区のまちづくりの方針



凡例			
計画策定時の市街化区域	都市拠点	公園	広域幹線街路
農地を保全する地域	レクリエーション拠点	公共公益施設	幹線道路(整備計画)
自然環境を保全する地域	工業拠点	福祉施設	主要生活道路
公共公益施設用地	商業拠点	鉄道	都市計画区域界
	みどりの拠点	鉄道駅	地区境界

土砂災害ハザードエリア 土石流	水災害ハザードエリア 津波浸水想定区域	洪水浸水想定区域
土砂災害特別警戒区域	0.3m未満	0m～0.5m
土砂災害警戒区域	0.3m～0.5m	0.5m～3.0m
急傾斜地の崩壊	0.5m～1.0m	3.0m～5.0m
土砂災害特別警戒区域	1.0m～3.0m	5.0m以上
土砂災害警戒区域	3.0m～5.0m	河岸浸食
急傾斜地崩壊危険区域		

3. 西部地区

3-1 まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

産業系	・野辺地潮騒公園周辺は、基幹産業である漁業の加工施設立地地区として基盤整備を進め、振興を図ります。
住宅系	・国道4号沿線は古くからの集落が形成されていて、地域のまとまりが強いことから、コミュニティの持続可能性を推進します。 ・国道4号沿道は、土地利用を秩序あるものとするため、地区計画等の導入により計画的な市街地の形成を誘導します。
農業・自然系	・山林、河川は、本区域を代表する自然環境であることから都市のうるおいと快適性を提供する空間として維持、保全を図ります。

(2) 交通体系の整備方針

道路	・住宅地の日常の生活を支える都市基盤整備が遅れています。とりわけ、歩道、生活道路の整備を促進します。
公共交通	・公共交通として現在民間の路線バスに依存していることになるため、超高齢社会に対応した交通手段としての公共交通の継続性の確保を図ります。

(3) みどり・レクリエーションの整備方針

- ・陸奥湾の海岸線は、本町を代表する自然環境であることから町民のやすらぎと快適性を提供する空間として保全します。
- ・自然景観に十分に配慮しながら、町内の豊富な観光資源を生かすために、町で整備したレクリエーション施設を周辺保養施設の温泉やアクティビティ等と組み合わせ、アウトドアを満喫できる施設として活用を推進するとともに、歴史遺産についてはその整備を進めます。また、漁港周辺の整備も進展させ観光産業の多角的展開を図ります。

(4) その他都市施設、まちづくりの方針

- ・本地区は、急傾斜地、土砂災害、津波等の災害危険区域等を含んでいるため、野辺地町国土強靱化地域計画、防災指針との連携を図ります。
- ・地域特性である観光資源を有効利用するために、PR活動を積極的に展開します。堅調に増加傾向にある観光入り込み客数の増加を図り、地域の活性化の促進につなげます。
- ・地域特性を活かし、化石燃料に頼らない再生可能エネルギーによる電力の供給について検討します。
- ・コンパクトな市街地の再編に向けた都市機能誘導区域や居住誘導区域等の設定及び誘導については、立地適正化計画に基づき推進します。

図5-3 西部地区のまちづくりの方針



凡例			
計画策定時の市街化区域	工業拠点	連携軸	広域幹線街路
コミュニティを維持する地域	レクリエーション拠点	鉄道	主要生活道路
農地を保全する地域	公園	鉄道駅	都市計画区域界
自然環境を保全する地域	公共施設	地区境界	

土砂災害ハザードエリア 土石流	水災害ハザードエリア 津波浸水想定区域	洪水浸水想定区域
土砂災害特別警戒区域	0.3m未満	0m～0.5m
土砂災害警戒区域	0.3m～0.5m	0.5m～3.0m
急傾斜地の崩壊	0.5m～1.0m	3.0m～5.0m
土砂災害特別警戒区域	1.0m～3.0m	5.0m以上
土砂災害警戒区域	3.0m～5.0m	河岸浸食
急傾斜地崩壊危険区域		

4. 東部地区

4-1 まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

産業系	<ul style="list-style-type: none">・ 農業者、農業後継者、地区住民の共同利用施設（農村型保養施設、農村型レクリエーション施設など）の設置を検討します。
住宅系	<ul style="list-style-type: none">・ 既存の住宅地の生活を支える都市施設の整備の促進に努めます。・ 宅地造成にあたっては自然環境の保全に努め、災害危険区域等に留意するとともに、乱開発を防止します。・ 国道4号沿道は、土地利用を秩序あるものとするため、地区計画等の導入により計画的な市街地の形成を誘導します。・ 野辺地駅西側の地域は文教施設と連携した住宅専用地としての土地利用を誘導することで、調和のとれた環境整備を図ります。
農業・自然系	<ul style="list-style-type: none">・ 山林、河川は、本区域を代表する自然環境であることから都市の快適性を提供する空間として保全します。・ 公園、緑地の適正配置を図ります。住宅地においては街区公園、緑地の維持、保全を図ります。・ 野辺地町運動公園と愛宕公園は様々なスポーツ、レジャー、憩いの場として、多世代の町民の集う交流拠点であることから、今後も維持、保全を図ります。・ 農業用地の保全と農業生産の向上を図ります。・ 有戸鳥井平、蟹田などの優良な農地は、農産物の生産の場であるとともに都市の貴重な景観要素でもあることから、今後も環境の保全を図ります。・ 自然景観の保全上、農用地の用途変更は基本的に抑制します。

(2) 交通体系の整備方針

道路	<ul style="list-style-type: none">・ 中心街とのアクセスを強化するとともに、利便性の向上のため、幹線道路との連携を図ります。
公共交通	<ul style="list-style-type: none">・ 公共交通として現在民間の路線バスに依存していることになるため、超高齢社会に対応した路線の継続性の確保を図ります。

(3) みどり・レクリエーションの整備方針

- ・ 野辺地町運動公園については、現在の様々なスポーツの拠点としての維持、管理の継続を図ります。
- ・ 愛宕公園は、町民の日常の中で気軽に利用できる憩いの場として、安全、安心に配慮した環境の整備を推進します。

(4) その他都市施設、まちづくりの方針

- ・地域住民の生活を支える生活環境基盤の整備を推進します。
- ・公立野辺地病院は北部上北地域の中核医療センターとして機能整備や充実を図るとともに、病院周辺環境の整備を推進します。
- ・野辺地駅西側の地域は文教地区として環境整備を推進します。
- ・本地区は、急傾斜地、土砂災害、津波、洪水等の災害危険区域等を含んでいるため、野辺地町国土強靱化地域計画、防災指針との連携を図ります。
- ・コンパクトな市街地の再編に向けた都市機能誘導区域や居住誘導区域等の設定及び誘導については、立地適正化計画に基づき推進します。

図5-4 東部地区のまちづくりの方針

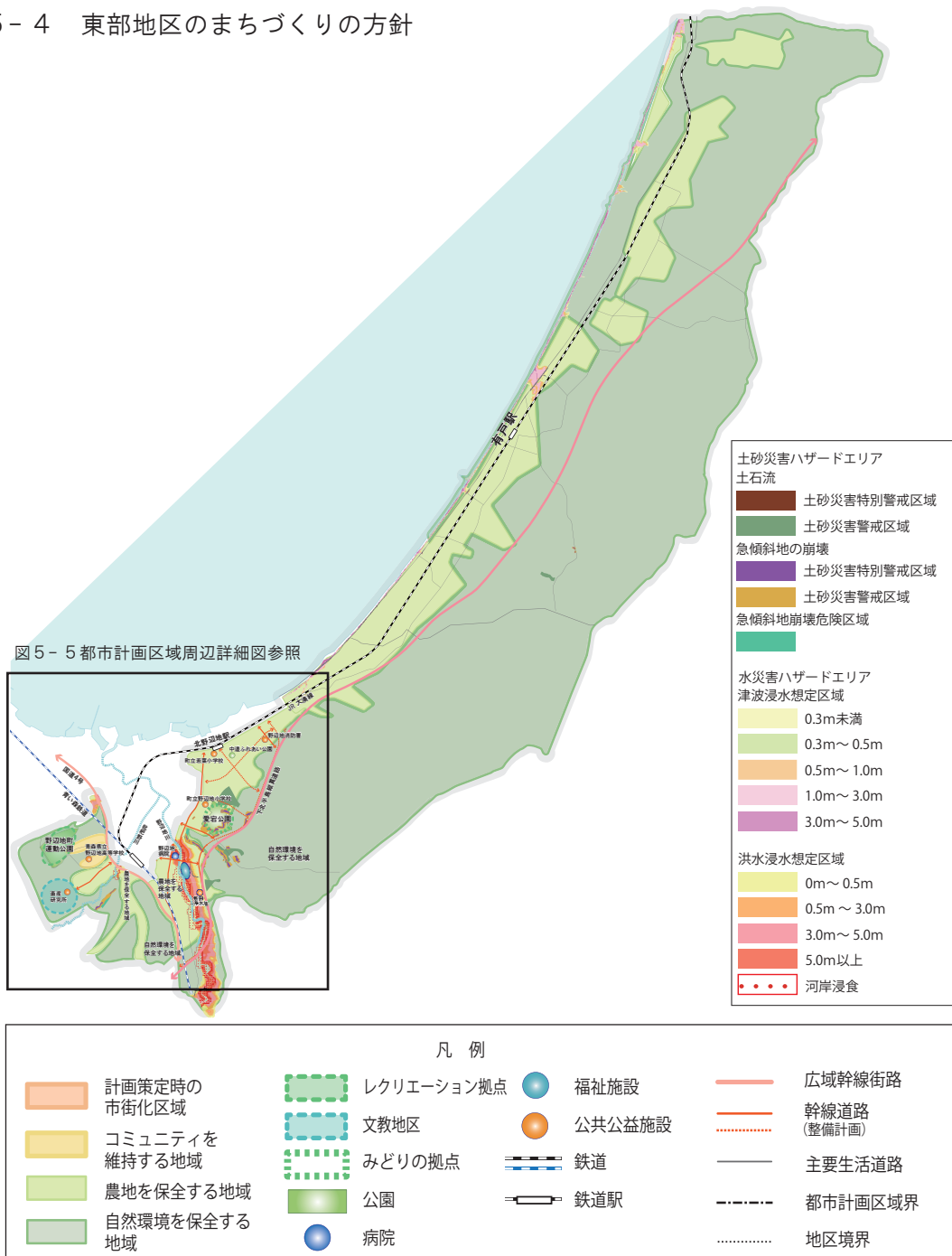


図5-5 東部地区のまちづくりの方針 都市計画区域周辺詳細図



凡例			
計画策定時の市街化区域	レクリエーション拠点	福祉施設	広域幹線街路
コミュニティを維持する地域	文教地区	公共公益施設	幹線道路(整備計画)
農地を保全する地域	みどりの拠点	鉄道	主要生活道路
自然環境を保全する地域	公園	鉄道駅	都市計画区域界
	病院		地区境界

土砂災害ハザードエリア	水災害ハザードエリア	洪水浸水想定区域
土石流	津波浸水想定区域	
土砂災害特別警戒区域	0.3m未満	0m～0.5m
土砂災害警戒区域	0.3m～0.5m	0.5m～3.0m
急傾斜地の崩壊	0.5m～1.0m	3.0m～5.0m
土砂災害特別警戒区域	1.0m～3.0m	5.0m以上
土砂災害警戒区域	3.0m～5.0m	河岸浸食
急傾斜地崩壊危険区域		

■野辺地町都市計画審議会委員の皆様

役職	委員名		専門分野等 / 任期
会長	馬渡 龍	八戸工業高等専門学校 産業システム工学科 准教授	学識経験者（建築計画分野） 任期：R4.10.1～R6.9.30
委員 (職務代理者)	山崎 貢	一般社団法人青森県建築士会 野辺地支部 支部長	学識経験者（建築分野） 任期：R4.10.1～R6.9.30
委員	山口 亮	ゆうき青森農業協同組合 野辺地営農センター長	学識経験者（農業分野） 任期：R4.10.1～R6.9.30
委員	戸澤 栄	野辺地町議会議長	町議会議員 任期：R4.10.1～任期制限無
委員	高沢 陽子	総務常任委員会委員長	町議会議員 任期：R4.10.1～任期制限無
委員	岡山 義廣	建設産業保健衛生常任委員会委員長	町議会議員 任期：R4.10.1～任期制限無
委員	村木 亜弓	野辺地町商工会女性部 部長	町民 任期：R4.10.1～R6.9.30
委員	横井 さくら	野辺地町地域おこし協力隊	町民 任期：R4.10.1～R6.9.30

* 順不同・敬称略



野辺地町都市計画マスタープラン
令和5年3月

発行：野辺地町 建設水道課
〒039-3131 青森県上北郡野辺地町字野辺地 123 番地 1
TEL：0175-64-2111（内線 276） FAX：0175-64-7510

